

答申別紙

富士見市一般廃棄物処理基本計画 第3次計画
(案)

富士見市

目次

第1編 ごみ処理基本計画	1
第1章 計画策定の趣旨	1
1. 趣旨	1
(1) 計画の目的	1
(2) 策定の背景	1
2. 計画期間	2
3. 計画の位置づけ	3
第2章 ごみ処理の現状	4
1. 人口と世帯の推移	4
2. 事業所の推移	5
3. 土地利用の推移	5
4. ごみ処理体制（フロー・収集運搬体制）	6
(1) ごみ処理フロー	6
(2) 収集・運搬・処分	7
5. ごみ総排出量・処分量の推移	10
(1) ごみ総排出量の推移	10
(2) 家庭系ごみ排出量の推移	10
(3) 事業系ごみ排出量の推移	11
(4) 1人1日あたりのごみ総排出量の推移	11
(5) 資源ごみ排出量の推移	12
(6) 焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量の推移	13
(7) 最終処分量の推移	13
6. 可燃ごみの組成	14
7. ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量	15
8. ごみ処理経費	16
9. 不法投棄の現況	17
10. 類似団体との比較	19
第3章 第2次計画の達成状況と課題の整理	21
1. 数値目標の達成状況	21
(1) 目標の達成状況	21
(2) 国・県の目標値との比較	22
2. 各施策の取組状況と今後の課題	22
第4章 将来予測	25
1. 人口の将来予測	25
2. 事業所数・従業者数の将来予測	25
3. ごみ排出量・処理量の将来予測	26

(1) 家庭系ごみの将来予測.....	27
(2) 事業系ごみの将来予測.....	27
(3) 資源ごみの将来予測.....	27
(4) 最終処分量の将来予測.....	28
(5) ごみ排出量の将来予測.....	28
第5章 第3次基本計画.....	29
1. 基本理念・基本施策.....	29
2. 数値目標.....	30
3. 施策の体系.....	32
4. 目標達成に向けた取組.....	33
(1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発.....	33
(2) 4Rの推進.....	37
(3) 適正な収集・運搬・処理体制の推進.....	42
5. 市民・事業者・行政の役割.....	46
第2編 生活排水処理基本計画.....	47
第1章 生活排水処理の現状.....	47
1. 生活排水処理フロー.....	47
2. 生活排水の処理状況.....	48
(1) 公共下水道.....	48
(2) し尿・浄化槽汚泥.....	48
第2章 生活排水処理の基本方針と目標.....	49
1. 基本方針.....	49
2. 目標.....	49
第3章 生活排水処理の施策.....	50
1. 計画的整備と適切な維持管理.....	50
(1) 公共下水道の整備.....	50
(2) 合併処理浄化槽の普及促進.....	50
2. 収集・運搬計画.....	50
(1) 収集・運搬計画.....	50
(2) 収集区域の範囲.....	50
3. 処理計画.....	51
(1) 処理の目標.....	51
(2) 施設の適正な維持管理.....	51
(3) 最終処分の目標.....	51
資料編.....	52

第1編 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の趣旨

1. 趣旨

(1) 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制や適正な分別などを行い、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、策定するものです。

(2) 策定の背景

本市は、平成6年3月に「富士見市一般廃棄物処理基本計画（第1次計画）」を策定し、その後、平成23年3月に、基本理念「低炭素社会の実現に向けた資源をムダにしない環境にやさしい循環型社会」を掲げ、令和2年度までの10年間を計画期間とする「富士見市一般廃棄物処理基本計画（第2次計画）」を策定しました。

これまで、「ごみ分別アプリ」の配信、「フードドライブ」の実施、「小型家電宅配便回収に関する協定」の締結などに新規に取り組んだほか、市民、事業者とともに、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に取り組んできました。

しかし、第2次計画における1人1日あたりの家庭系ごみの排出量や、資源化率などの数値目標については、未達成となっています。

一方、本市の現在の人口は、第2次計画の目標年次である令和2年度の推計人口に対し、約800人上回っています。将来予測では、令和7年まで微増し、その後緩やかに減少する見込みです。

事業所数は、大型商業施設の開設により増加しました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみ処理を取り巻く環境も変化しています。

社会状況が変化する中で、環境にやさしい循環型社会を実現するためには、ごみ処理に関する情報を発信し、その現状と課題を明らかにしていくことが大切です。また、一人ひとりが生活のあり方を見直し、課題に取り組み、広く継続的な活動につなげていくことが重要です。

そこで、第2次計画の評価や将来予測に基づく課題、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、「富士見市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）」を策定しました。

☆ SDGs（持続可能な開発目標）とは？ ☆

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際的な目標です。平成28年から令和12年までを目標期間とし、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを誓っています。

SDGsでは、持続可能な社会を実現するための17の目標があり、それを具体化した169のターゲット、232の指標が定められています。

本計画でもSDGsの考え方を取り入れ、施策を展開します。



出典：国際連合広報センター

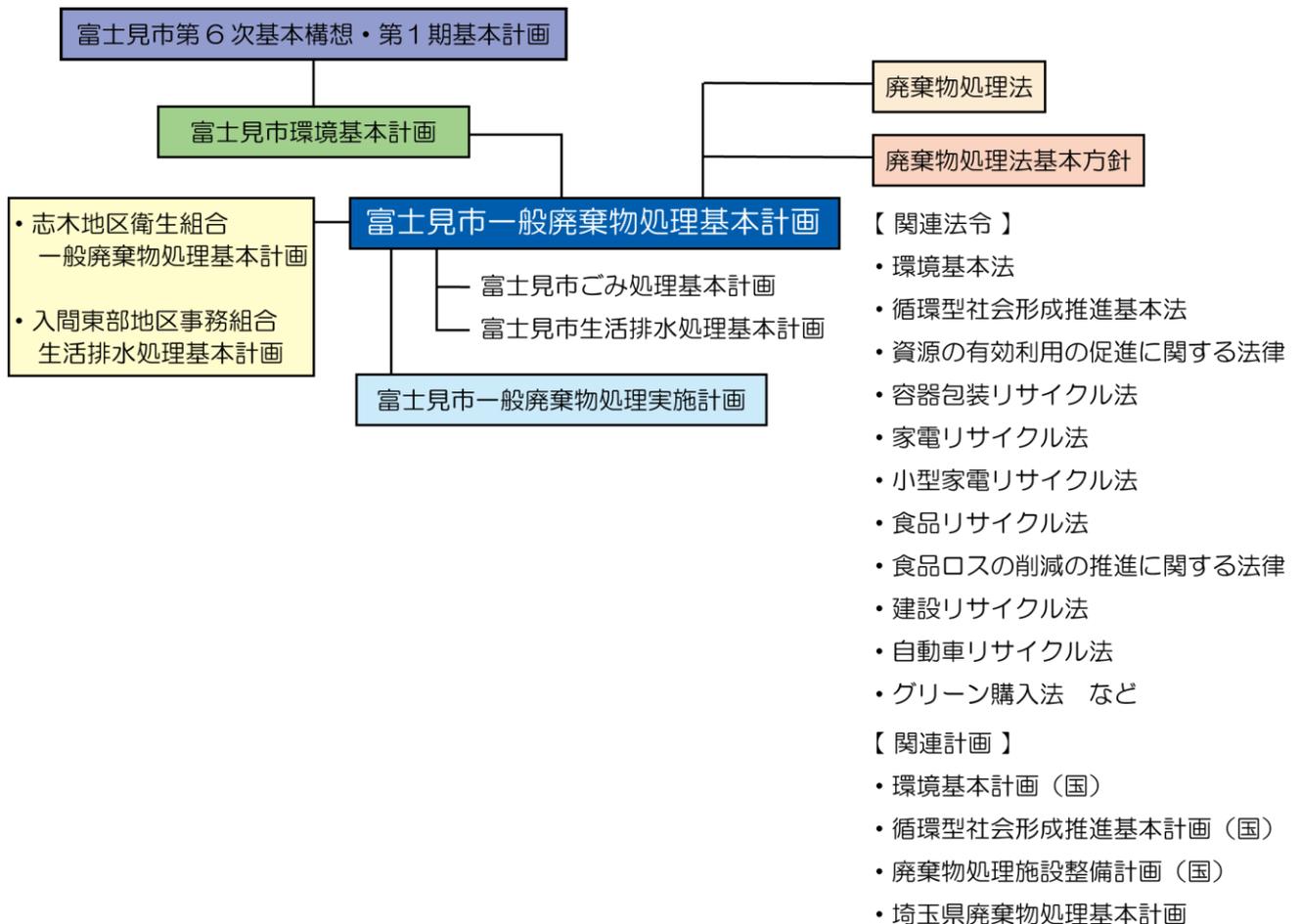
2. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、本計画は、5年目（令和7年度）を中間年度として、計画の達成状況を評価して見直しを行います。また、本計画の前提条件に大きな変化があった場合は、必要に応じ見直しを行います。

3. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、市内の一般廃棄物の処理について、長期的、総合的な基本計画を定めるもので、富士見市ごみ処理基本計画と富士見市生活排水処理基本計画で構成されています。また、本計画は富士見市第6次基本構想第1期基本計画や富士見市環境基本計画、国・県の計画等と整合を図り策定しました。



第2章 ごみ処理の現状

1. 人口と世帯の推移

本市の人口は、令和2年10月1日現在、112,127人です。過去10年間の年齢別人口の推移をみると、総人口は増加しており、このうち老年人口は増加し、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあります。

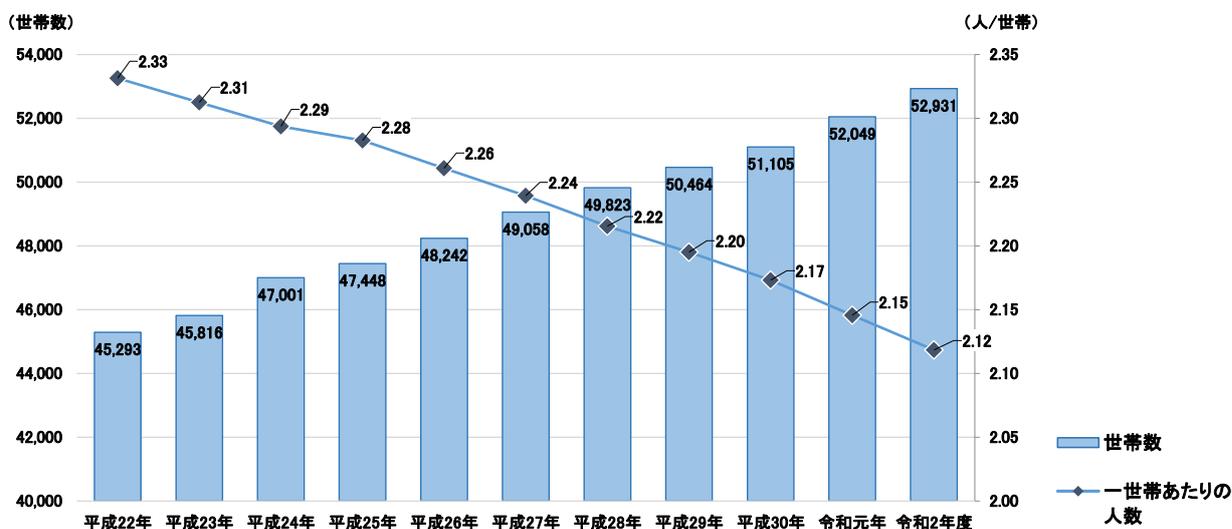
また、世帯数は52,931世帯となり、一世帯あたりの人数は2.12人です。世帯数及び一世帯あたりの人数の推移をみると、世帯数は増加する一方で、一世帯あたりの人数は減少しています。

過去10年間の年齢別人口の推移



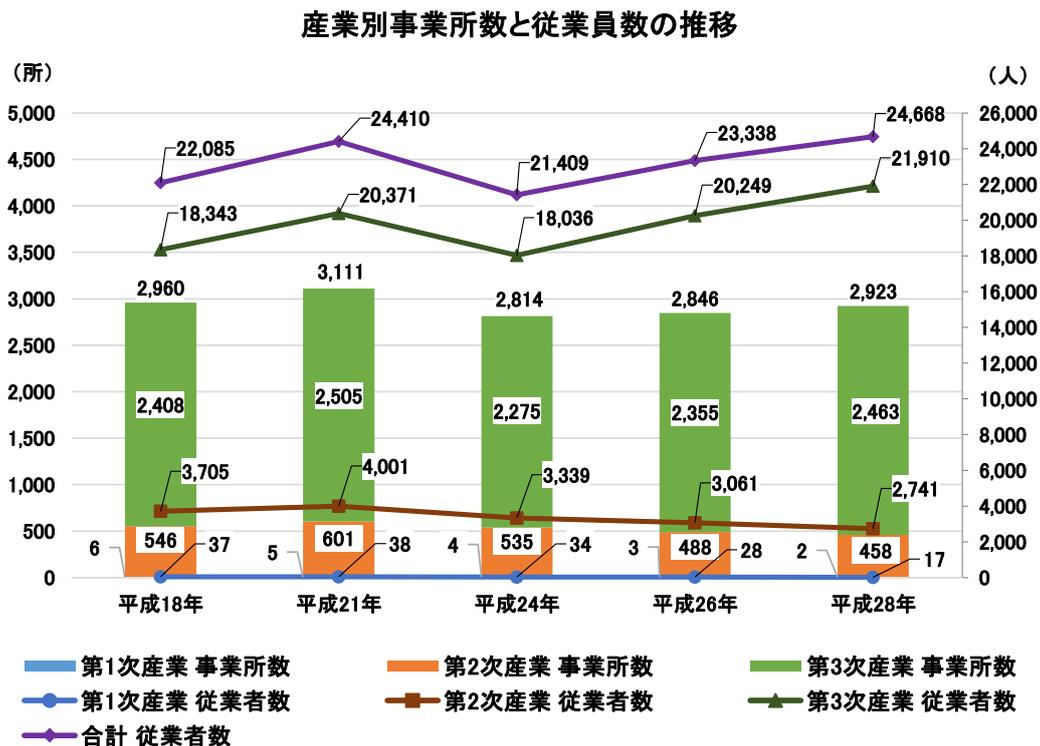
※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

過去10年間の世帯数及び一世帯あたりの人数の推移



2. 事業所の推移

本市の事業所数は、平成28年6月1日現在2,923事業所、このうち第1次産業は2事業所、第2次産業は458事業所、第3次産業は2,463事業所となっています。また、その割合は、第1次産業は0.1%、第2次産業は15.7%、第3次産業は、84.2%となっています。また、従業者数は、24,668人で、このうち第1次産業の従業者数は17人、第2次産業の従業者数は2,741人、第3次産業の従業者数は21,910人、割合はそれぞれ、0.1%、11.1%、88.8%です。



3. 土地利用の推移

本市は、これまで土地区画整理事業などの都市基盤整備を行い、住宅都市として発展し、市内3駅を中心に人口が増加してきました。近年は、大型商業施設の開業や、旧暫定逆線引き地区の市街化区域編入等により、一定の住宅開発が行われていることから、人口が増加している地域があります。

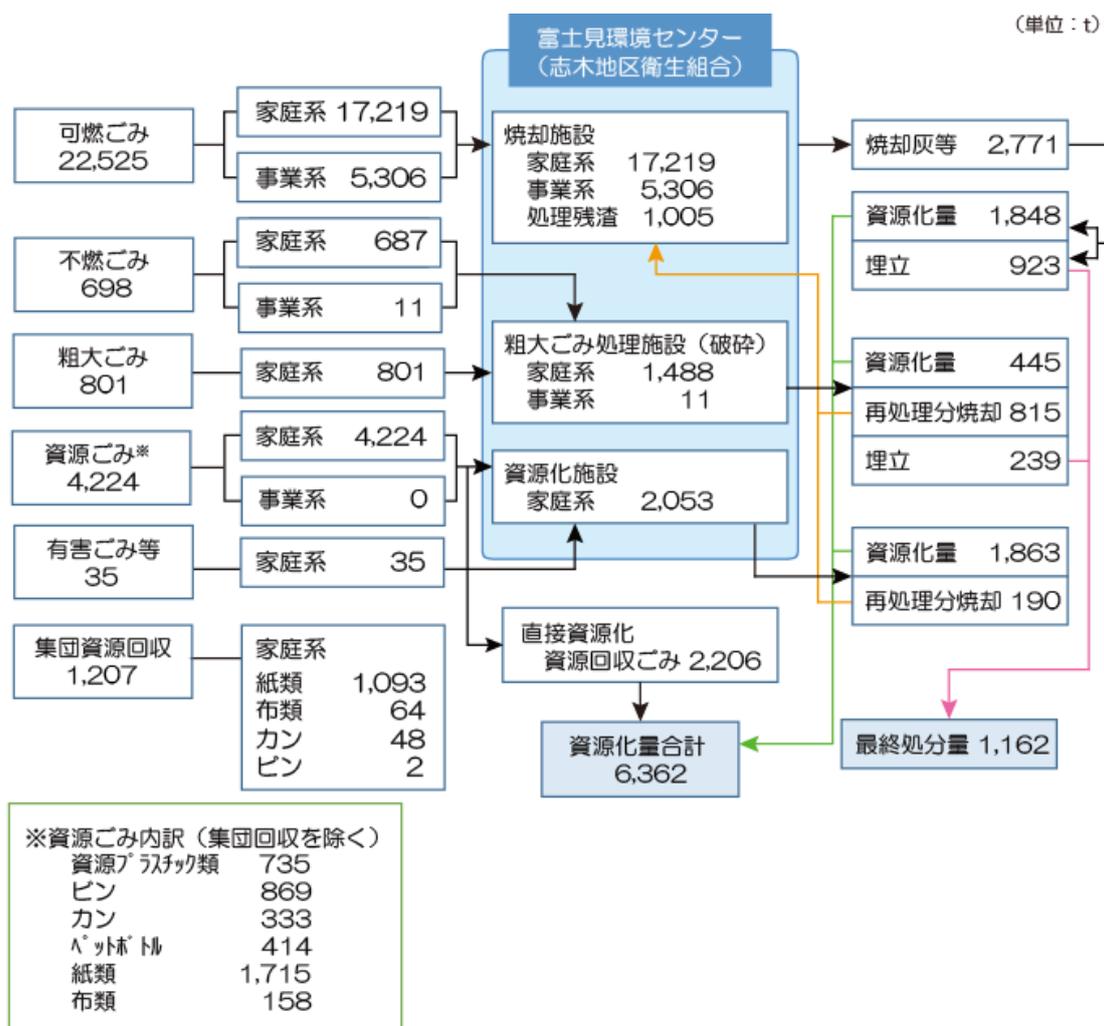
4. ごみ処理体制（フロー・収集運搬体制）

（１）ごみ処理フロー

本市で排出されるごみは、下図に示す流れにより、資源ごみの分別回収や、焼却、最終処分を行っています。

本市では、家庭系ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ6種類（資源プラスチック類、ビン、カン、ペットボトル、紙・布類、有害ごみ）の9分別とし、収集しています。一方、会社や事務所、商店など事業活動により排出される事業系ごみの処理については、事業者が直接または委託した一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）を通して、ごみ処理施設に持ち込まれ、処理・処分されています。

家庭系ごみのうち、リサイクルできるものを除いたごみは、富士見環境センター（志木地区衛生組合）で焼却しています。焼却で発生した焼却灰は、一部は建設工事資材の原料等として利用され、残りは最終処分場で埋め立て処分されています。



平成30年度実績

(2) 収集・運搬・処分

① 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬について、家庭系ごみは、許可業者及び東入間資源リサイクル協同組合（以下「資源収集業者」という。）により収集・運搬しています。また、事業系ごみは、各事業者が直接または許可業者を通して、ごみ処理施設に搬入しています。

収集・運搬の内訳

区分	ごみの種類	処理区分		処理主体	
志木地区衛生組合搬入処理	可燃ごみ	収集・運搬	家庭系	市（許可業者に委託）	
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）	
		中間処理（焼却）		志木地区衛生組合（委託）	
		最終処分	資源物	志木地区衛生組合（委託）	
	残渣処理		志木地区衛生組合（委託）		
	不燃ごみ 粗大ごみ (家庭系のみ)	収集・運搬	家庭系	市（許可業者に委託）	
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）	
		中間処理（破碎）		志木地区衛生組合（委託）	
		最終処分	資源物	志木地区衛生組合（委託）	
	残渣処理		志木地区衛生組合（委託）		
	ビン カン	収集・運搬	家庭系	市（許可業者・資源収集業者に委託）	
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）	
		中間処理（選別）		志木地区衛生組合（委託）	
	ペットボトル	収集・運搬	家庭系	市（資源収集業者に委託）	
事業系			各事業者（直接搬入、許可業者に委託）		
資源化		資源物（売却）	志木地区衛生組合（委託）		
資源プラスチック (家庭系ごみ)	収集・運搬	家庭系	市（許可業者に委託）		
	中間処理（選別）		志木地区衛生組合（委託）		
	資源化	資源物	志木地区衛生組合（委託）		
有害ごみ (家庭系ごみ) [乾電池、蛍光灯、水銀計]	収集・運搬		市（許可業者に委託）		
	資源化		志木地区衛生組合（委託）		
定期資源回収	紙類	新聞	回収処理	市（資源収集業者との協定）	
		段ボール			
雑誌類					
紙パック					
雑がみ					
布類	衣類				
	毛布				
集団資源回収	紙類	新聞	回収処理 (資源回収登録団体)	集団資源回収取扱業者	
		段ボール			
		雑誌類			
		紙パック			
		雑がみ			
	布類	衣類			
		毛布			
ビン類	ビン				
金属類	金属類				

② 定期資源回収

本市の定期資源回収は、資源収集業者との協定により実施しています。この事業は、市内の資源ごみの定期回収を奨励制度により推進し、平成5年6月1日から実施しています。

③ 集団資源回収

本市では、平成2年に集団資源回収実施団体奨励金交付制度を導入し、紙類（新聞、ダンボール、雑誌類、紙パック、雑がみ）・布類、カン、ビン（リターナブルビン）を回収する団体（営利を目的としないものに限る）に対し、奨励金を交付しています。

④ 中間処理施設

本市から排出される一般廃棄物は、志木地区衛生組合の処理施設で処理されています。志木地区衛生組合とその施設の概要は以下のとおりです。

【志木地区衛生組合の概要】

構成市	志木市・新座市・富士見市
設立	昭和39年6月1日
処理面積	51.60km ² (志木市：9.05km ² 新座市：22.78km ² 富士見市：19.77km ²)
処理人口	354,368人 (志木市：76,445人 新座市165,987人 富士見市111,936人) (令和2年4月1日現在)
所在地	事務局：富士見市大字勝瀬480番地

【富士見環境センターの概要】

(敷地面積 20,841.75m² 建築延面積 14,879.76m²)

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	180t/24H (90t × 2基)
焼却灰含有重金属処理施設	15t/24H
集塵灰含有重金属処理施設	3.6t/24H
粗大ごみ・ビン処理施設	
粗大ごみ・不燃ごみ系列	25t/5H
ビン系列	13t/5H
リサイクルプラザ	
資源プラスチック分別処理施設	26t/5H

【新座環境センターの概要】

(敷地面積 10,940.02m²)

【東工場（建築延面積 3,245.10m²）】

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	90t/24H
集塵灰含有重金属処理施設	8.4t/24H
粗大ごみ切断処理施設	5.0t/5H

【西工場（建築延面積 2,527.09m²）】

処理施設の種類	処理能力
ごみ焼却炉	90t/24H
集塵灰含有重金属処理施設	3.4t/24H

⑤ 最終処分

本市を含む、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないため、排出される焼却灰や集塵灰、不燃残渣については埼玉県環境整備センターや民間施設に埋め立てられています。

埋め立てる量を減らすため、焼却灰や集塵灰の一部を民間の業者に委託して道路路盤材や人工砂の原料としてリサイクルしています。

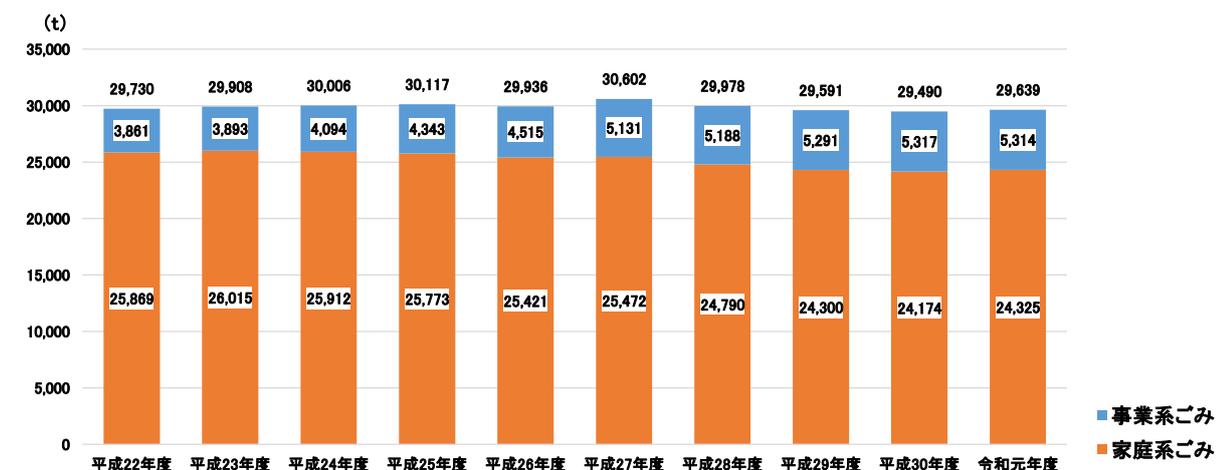


5. ごみ総排出量・処分量の推移

(1) ごみ総排出量の推移

近年の本市のごみ総排出量は、人口、事業所数や従業者数の増加にも関わらず、減少傾向にあります。令和元年度実績値は 29,639 t で、第 2 次計画における令和元年度の推計値 30,708t より 1,069t 減少しています。

ごみ総排出量の推移

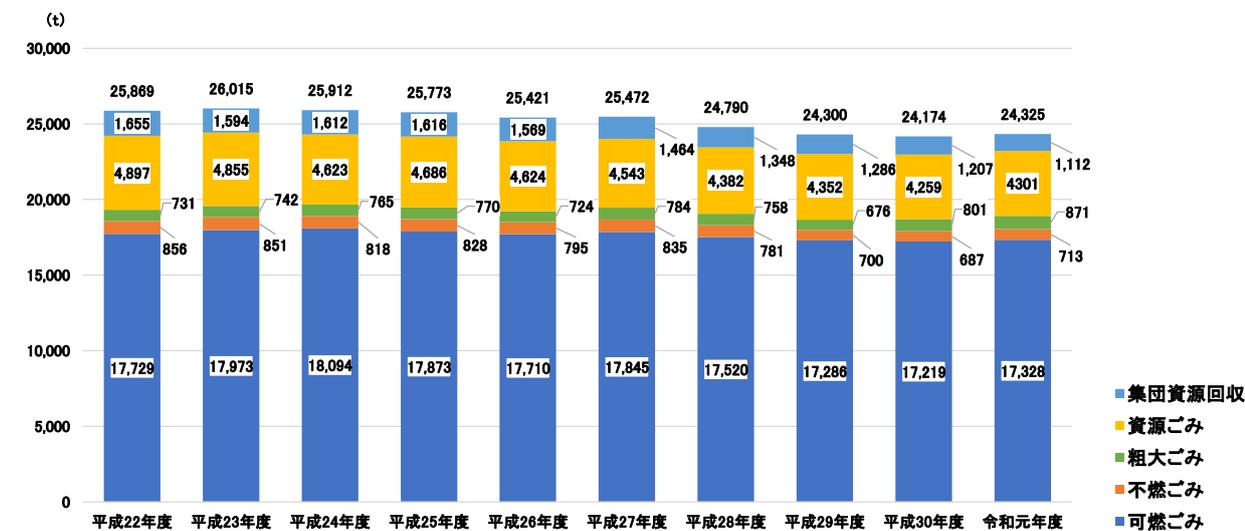


※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(2) 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみの排出量のうち、可燃ごみと資源ごみは、平成 27 年度以降減少傾向にありましたが、令和元年度は若干増加しています。また、粗大ごみについては近年増加傾向にあります。

家庭系ごみ排出量の推移



※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(3) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみの排出量は増加傾向にあり、その大部分を可燃ごみが占めています。令和元年度の可燃ごみの排出量は、平成 22 年度から 1,476t 増加しています。

事業系ごみ排出量の推移



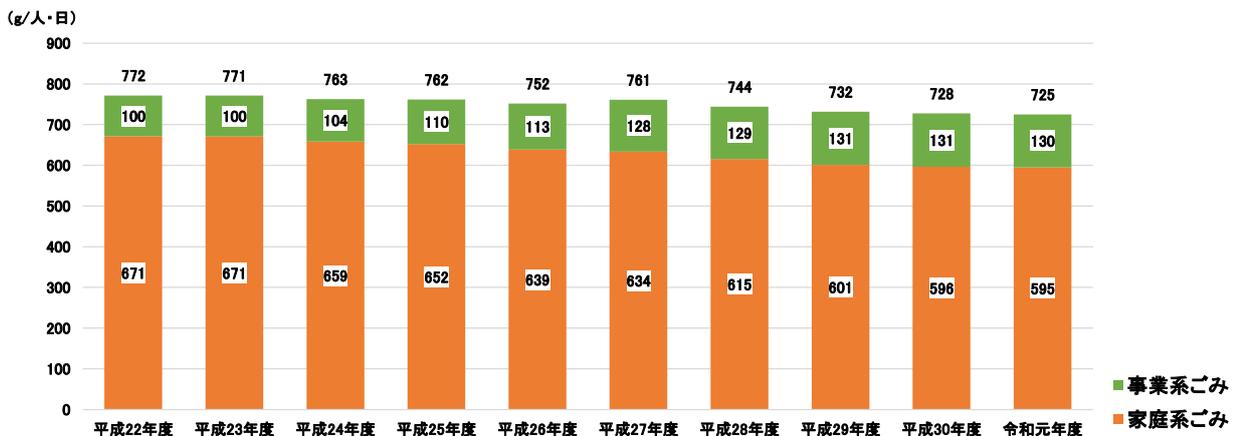
※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(4) 1人1日あたりのごみ総排出量の推移

1人1日あたりの総排出量は令和元年度 725g となり、平成 22 年度から 46g 減少しています。

そのうち、1人1日あたりの家庭系ごみの排出量は、平成 22 年度以降減少傾向にありますが、事業系ごみは増加傾向にあります。

1人1日あたりのごみ総排出量の推移



※1 小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

※2 それぞれの算定式は以下のとおりです。

- 家庭系ごみ 1人1日あたりの排出量 = 家庭ごみ排出量 (家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系粗大ごみ + 家庭系資源ごみ + 集団資源回収) ÷ 人口 ÷ 年間日数
- 事業系ごみ 1人1日あたりの排出量 = 事業系ごみ (事業系可燃ごみ + 事業系不燃ごみ + 事業系資源ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

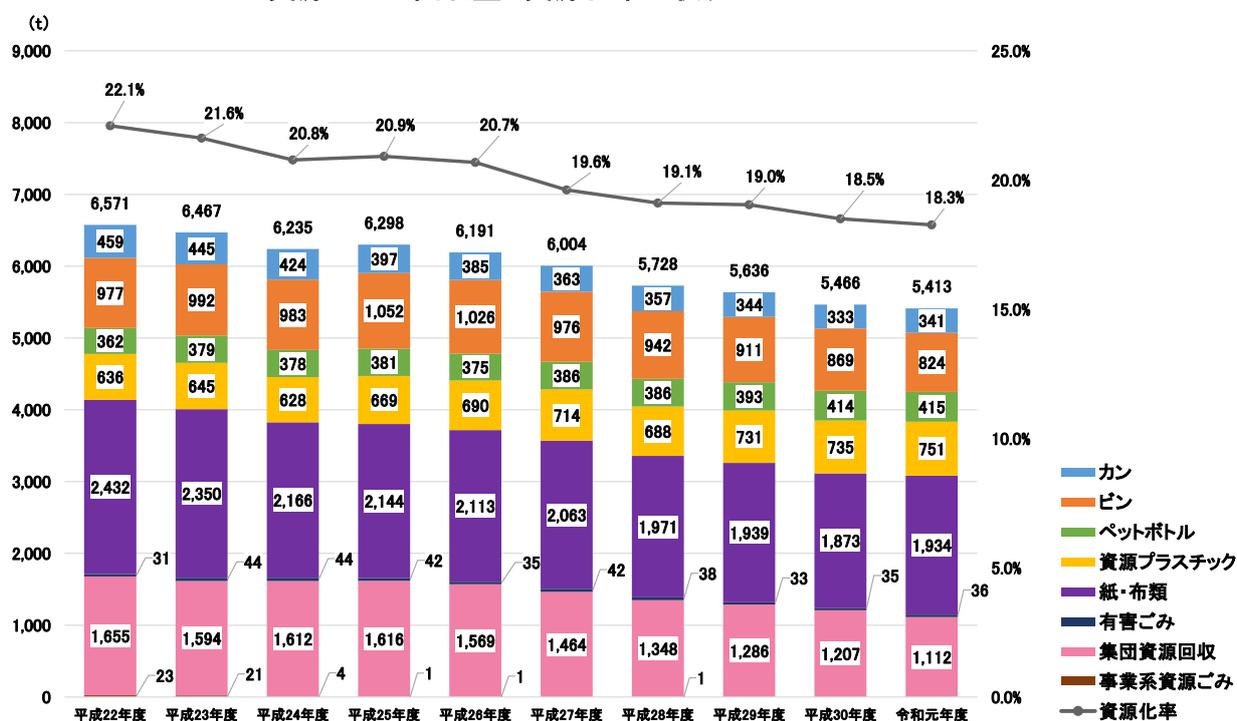
(5) 資源ごみ排出量の推移

資源ごみの排出量は減少傾向にあり、令和元年度では5,413tで、資源化率※は18.3%となっています。特に、紙・布類の減少が顕著となっています。その要因として、インターネットやスマートフォンの普及による新聞や雑誌類の発行部数の減少が考えられます。

一方、資源プラスチックやペットボトルは増加傾向にあります。その要因としては、プラスチック容器包装の利用や、ペットボトルの出荷量が増加していることが考えられます。

※ 資源化率とは、ごみ総排出量のうち資源ごみの割合を指します。

資源ごみの回収量と資源化率の状況



※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(6) 焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量の推移

焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量は、令和元年度 3,154 t で、平成 22 年度より 164 t 減少しています。これは、可燃ごみの総排出量が減少傾向にあることが主な要因となっています。

焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量の推移

(単位：t)

	焼却灰	集塵灰	不燃残渣		合計
			粗大・不燃残渣	廃乾電池・廃蛍光管・キレート※	
平成 22 年度	2,097	916	305		3,318
平成 23 年度	2,053	887	262	42	3,244
平成 24 年度	2,144	886	187	40	3,257
平成 25 年度	2,064	900	122	39	3,124
平成 26 年度	2,041	910	149	36	3,137
平成 27 年度	1,906	905	218	40	3,068
平成 28 年度	1,914	882	247	38	3,081
平成 29 年度	1,885	892	236	34	3,047
平成 30 年度	1,936	885	243	34	3,098
令和元年度	1,929	923	266	35	3,154

※不燃残渣のキレートは、排水中に含まれる重金属を回収するために、排水に投入・回収された固定剤（キレート樹脂）です。重金属を含むため、不燃残渣として取り扱われます。

参考：「志木地区衛生組合の概要」（令和元年度版）を基に構成市のごみ処理人口で按分

(7) 最終処分量の推移

最終処分量は、令和元年度 1,078 t で、平成 22 年度より 497 t 減少しています。これは、可燃ごみの総排出量が減少傾向にあることが主な要因となっています。

最終処分量の推移

(単位：t)

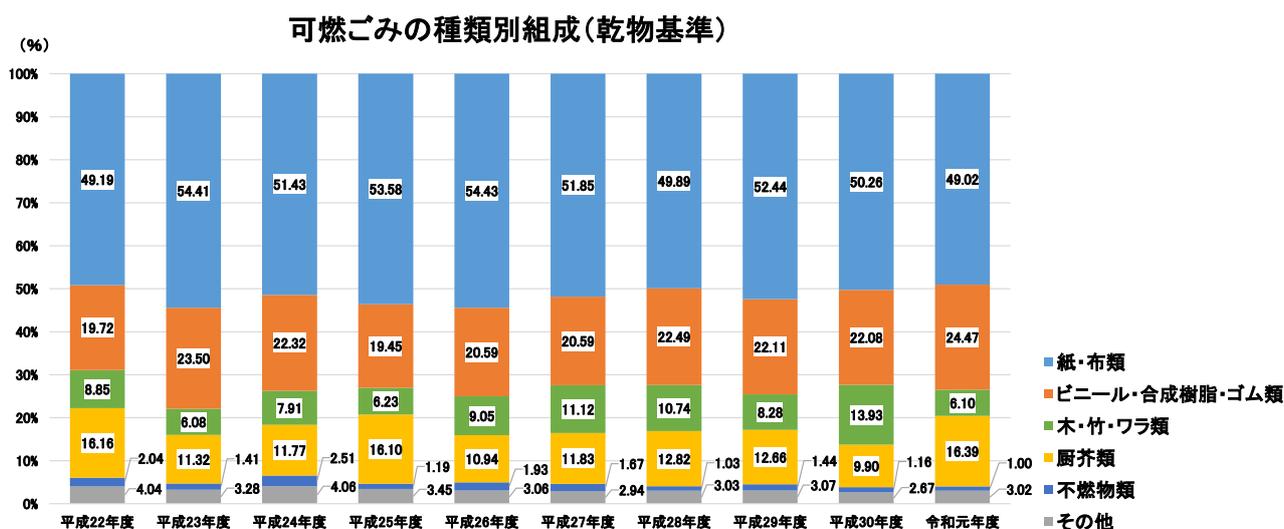
	焼却残渣量	処理残渣量	合計
平成 22 年度	1,293	282	1,575
平成 23 年度	1,449	274	1,723
平成 24 年度	1,524	192	1,716
平成 25 年度	1,346	125	1,471
平成 26 年度	1,149	153	1,302
平成 27 年度	1,312	232	1,544
平成 28 年度	1,203	251	1,454
平成 29 年度	1,198	232	1,430
平成 30 年度	923	239	1,162
令和元年度	812	266	1,078

参考：「志木地区衛生組合の概要」（令和元年度版）を基に構成市のごみ処理人口で按分

6. 可燃ごみの組成

可燃ごみの組成は、令和元年度で紙・布類が約 49%、ビニール・合成樹脂・ゴム類が約 24%、木・竹・ワラ類が約 6%、厨芥類が約 16%となっています。紙・布類は減少傾向にあり、ビニール・合成樹脂・ゴム類、厨芥類は増加傾向にあります。この中には、資源として回収すべきものも多く含まれています。

また、可燃ごみの性状分析の結果、令和元年度分の水分の割合は 48.57%となり、直近 10 年間はほぼ横ばいの状態が続いています。



出典：「志木地区衛生組合の概要」

可燃ごみ性状分析結果湿物基準成分一覧

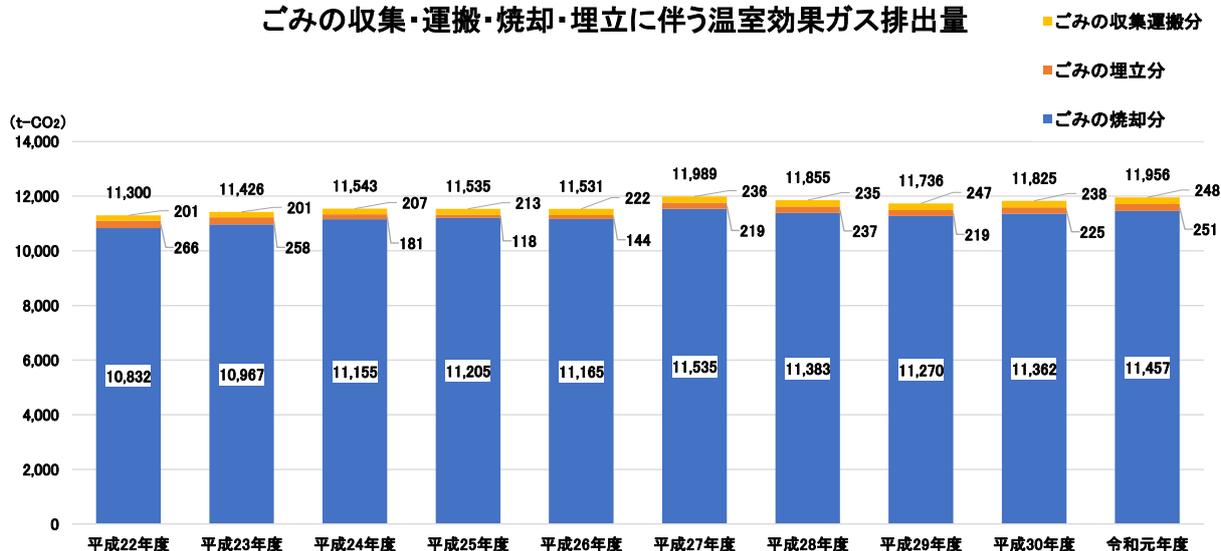
項目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
湿物基準	水分(%)	48.91	49.82	47.93	48.20	50.44	47.22	50.41	47.09	47.42	48.57
	灰分(%)	6.10	6.87	6.75	6.68	6.13	6.05	5.17	5.65	5.27	4.70
	可燃分(%)	44.99	43.31	45.32	45.12	43.43	46.73	44.42	47.26	47.31	46.73
	低位発熱量(kcal)	1,919	1,876	1,899	1,854	1,710	1,900	2,017	1,963	1,930	2,058

出典：「志木地区衛生組合の概要」

7. ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量

本市のごみ処理に伴う温室効果ガスの排出量は、平成22年度以降11,000 t - CO₂台で推移しています。温室効果ガスは、ごみ処理（収集、運搬、焼却、埋立）のすべてにおいて発生しています。特に、全体の95%以上が、家庭や事業所から排出されるごみの焼却により発生しています。

ごみの収集・運搬・焼却・埋立に伴う温室効果ガス排出量

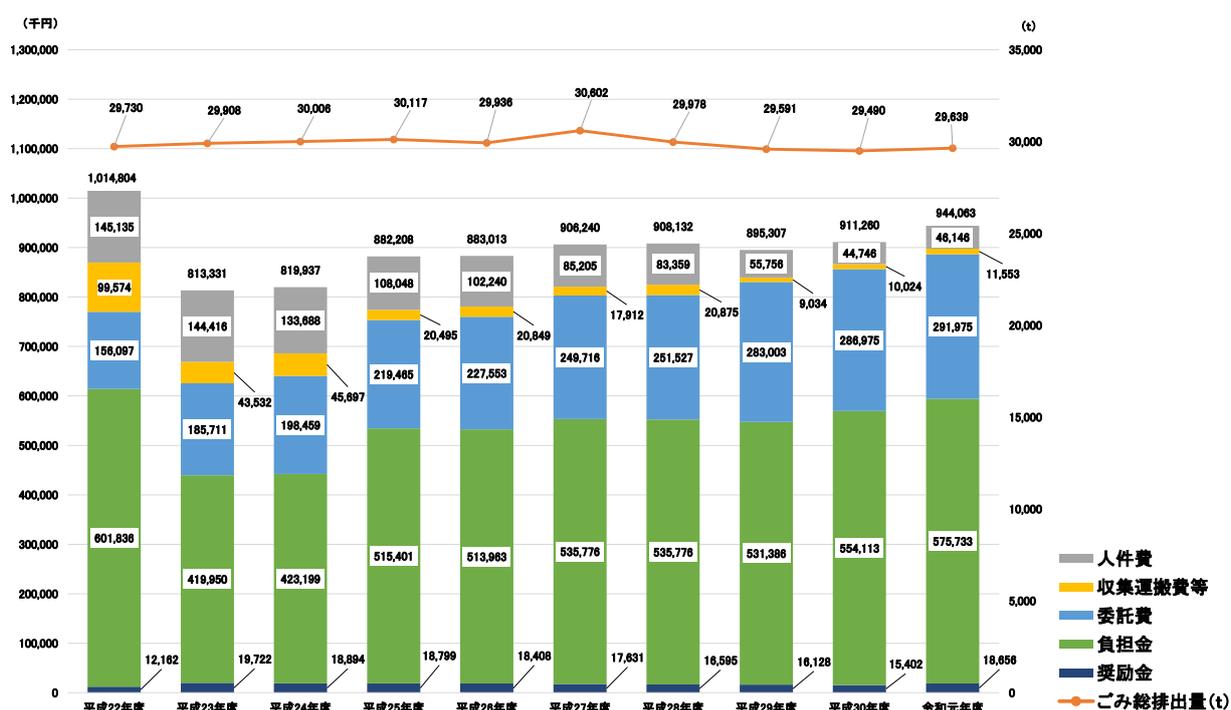


8. ごみ処理経費

令和元年度のごみ処理経費（し尿処理費を除く。）は、志木地区衛生組合への負担金、収集・運搬費などで、総額約9億4千万円となっています。ごみ処理人口からみると、1人あたり年間8,500円程度となっています。

近年、ごみ処理経費は増加傾向にあります。収集・運搬に係る経費は減少している反面、志木地区衛生組合への負担金や許可業者等への委託費が増加しているためです。

ごみ処理経費の状況



また、1人あたり年間ごみ処理原価・1kgあたり年間ごみ処理原価は以下のとおりです。

(実態調査値)

年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
1人あたり年間ごみ処理原価(千円)	9.6	7.7	7.6	8.1	8.1	8.2	8.2	8.1	8.2	8.5
1kgあたり年間ごみ処理原価(円)	34.1	27.2	27.3	29.3	29.5	29.6	30.3	30.3	30.9	31.9

9. 不法投棄の現況

不法投棄の発生件数は、平成 28 年度までは減少傾向にありましたが、平成 29 年度からは増加傾向にあります。

不法投棄の発生件数、不法投棄物の回収量及び不法投棄に伴う財政負担額は、以下のとおりです。

不法投棄の発生件数

(単位：件)

年度	ごみ集積所	公園	その他	合計
平成 22 年度	77	5	153	235
平成 23 年度	101	4	171	276
平成 24 年度	122	2	118	242
平成 25 年度	70	1	109	180
平成 26 年度	59	0	76	135
平成 27 年度	65	0	17	82
平成 28 年度	26	0	6	32
平成 29 年度	82	0	26	108
平成 30 年度	47	2	66	115
令和元年度	80	5	69	139

不法投棄物の回収量

(単位：kg)

年度	不法投棄物	市民等によるクリーン作戦	
		空き缶	その他のごみ
平成 22 年度	12,020	320	17,700
平成 23 年度	13,160	220	11,580
平成 24 年度	7,440	20	14,960
平成 25 年度	8,640	660	17,480
平成 26 年度	7,240	460	14,940
平成 27 年度	6,460	520	14,220
平成 28 年度	4,860	180	11,520
平成 29 年度	5,950	100	7,700
平成 30 年度	7,720	160	13,060
令和元年度	5,300	180	10,120

不法投棄に伴う財政負担額

(単位：円)

年度	処理委託費等	不法投棄家電 リサイクル料金※1	志木地区衛生 組合負担金※2	処理費総額
平成 22 年度	363,720	296,494	423,922	1,084,136
平成 23 年度	382,987	365,076	417,596	1,165,659
平成 24 年度	303,292	269,603	395,856	968,751
平成 25 年度	285,075	238,050	488,720	1,011,845
平成 26 年度	267,894	246,132	416,707	930,733
平成 27 年度	159,300	0	386,125	545,425
平成 28 年度	396,900	208,224	318,168	923,292
平成 29 年度	327,240	96,432	262,830	686,502
平成 30 年度	701,498	39,490	410,251	1,151,239
令和元年度	501,200	182,644	303,028	986,872

※1 自動車リサイクル手数料を含みます。

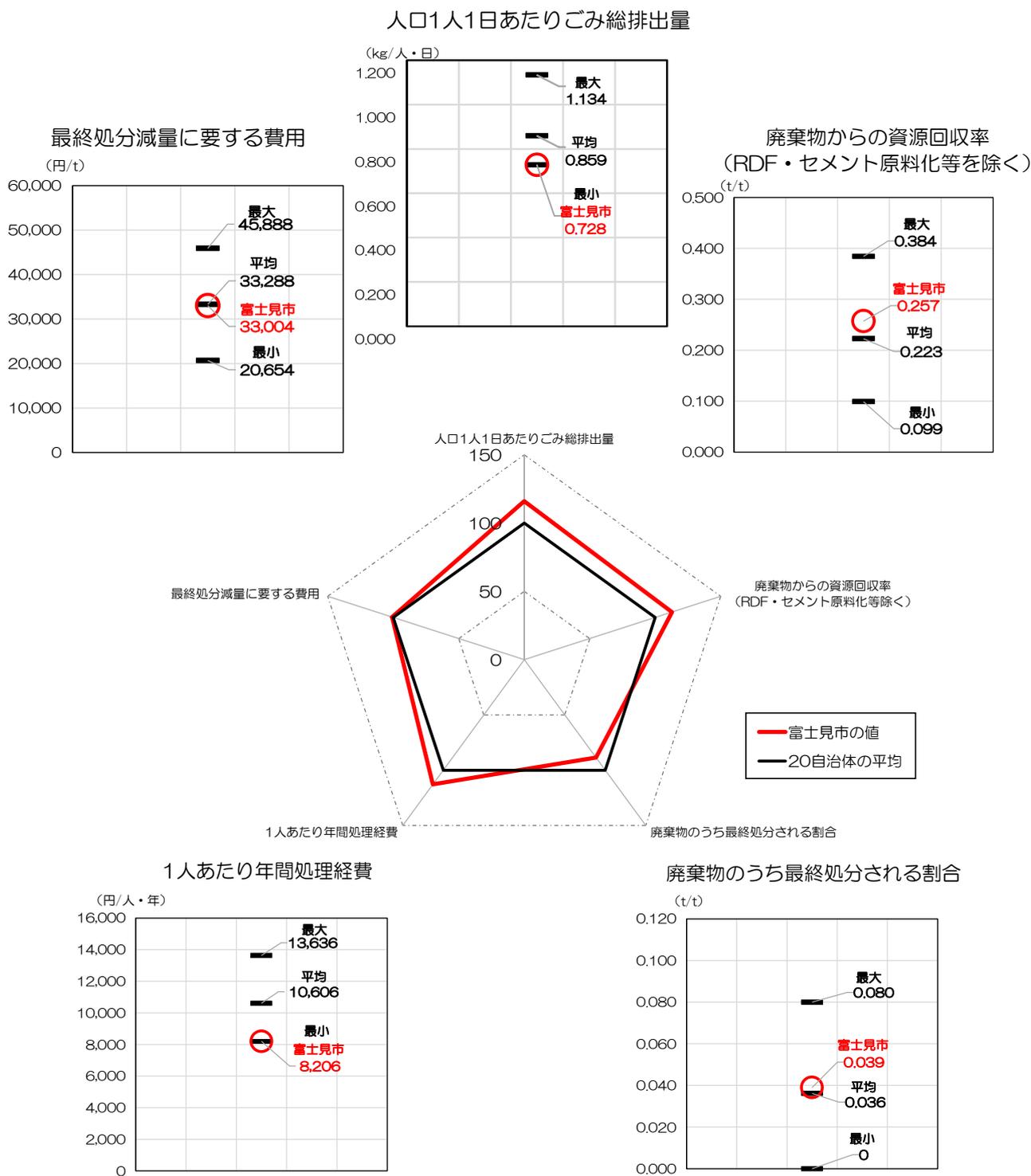
※2 「志木地区衛生組合負担金」は、構成市の搬入量に基づき割り当てられる負担金の額です。



不法投棄防止看板

10. 類似団体との比較

本市とともに、志木地区衛生組合の構成市である志木市と新座市を含む、本市と人口規模が近い県内の 20 自治体（人口が7万5千人から17万人までの団体）を選定し、5つの指標について平成30年度の実績値を比較しました。中央の五角形は赤い線が外側に行くほど平均値より良い値となっています。



市町村名	人口 10/1 現在 (人)	1人1日あたり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	1人あたり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
富士見市	111,055	0.728	0.257	0.039	8,206	33,004
行田市	81,522	0.992	0.099	0.013	8,663	20,654
飯能市	79,779	0.819	0.224	0	11,008	36,345
加須市	113,334	0.995	0.384	0.030	12,396	33,527
本庄市	78,442	1.134	0.123	0.035	9,792	23,422
東松山市	90,216	0.931	0.185	0.080	10,126	31,153
狭山市	151,817	0.796	0.284	0.007	11,699	36,646
鴻巣市	118,933	0.793	0.189	0.002	11,105	36,878
深谷市	143,834	1.102	0.134	0.019	9,719	24,100
戸田市	139,383	0.884	0.180	0.068	8,384	24,929
入間市	148,452	0.853	0.213	0.056	10,640	32,608
朝霞市	139,822	0.738	0.314	0.029	8,559	28,190
志木市	76,225	0.758	0.289	0.037	12,094	41,201
和光市	82,698	0.739	0.254	0.040	11,312	42,232
新座市	165,434	0.761	0.259	0.039	9,329	31,838
桶川市	75,387	0.747	0.257	0.078	12,224	43,873
久喜市	153,757	0.830	0.264	0.021	13,636	44,780
八潮市	91,148	0.952	0.162	0.049	9,608	25,943
三郷市	137,287	0.967	0.185	0.080	8,571	23,699
坂戸市	101,227	0.776	0.203	0.025	11,939	38,148
ふじみ野市	114,240	0.753	0.215	0.012	12,608	45,888
平均値	114,000	0.859	0.223	0.036	10,553	33,288
最大値	165,434	1.134	0.384	0.080	13,363	45,888
最小値	75,387	0.728	0.099	0	8,206	20,654

※ 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)を用いて算定しているため、市が公開しているデータと合わない場合があります。

【分析・評価】

1人1日あたりごみ総排出量	類似団体 20 自治体より低い排出量(最小値)となり、国の「循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年 6 月)で定めた目標約 0.850 kg/人・日を達成しています。今後も引き続き排出抑制の意識や取組を推進することが求められます。
廃棄物からの資源回収率	類似団体 20 自治体の平均値より高い資源回収率となりました。国目標の約 27%の達成に向けて更なるごみ分別の取組を促進することが求められます。
廃棄物のうち最終処分される割合	類似団体 20 自治体の平均値より最終処分される焼却灰等が多くなっています。より一層、ごみの減量化・再資源化の取組が必要です。
1人あたり年間処理経費	類似団体 20 自治体より低い経費(最小値)となっておりますが、ごみ処理経費は増加傾向にあることから、より一層、ごみの減量化・再資源化の取組が必要です。
最終処分減量に要する費用	類似団体 20 自治体の平均値より若干低い費用となっておりますが、ごみ処理経費は増加傾向にあることから、より一層、ごみの減量化・再資源化の取組が必要です。

第3章 第2次計画の達成状況と課題の整理

1. 数値目標の達成状況

(1) 目標の達成状況

第2次計画の数値目標は、令和元年度現在では下表のとおり未達成となっています。

この要因として、ごみ排出量については、生ごみ水切りの取組やリフューズ・リデュースの取組が不足していたことが考えられます。

また、資源回収量については、インターネットやスマートフォンの普及による新聞や雑誌類の発行部数の減少や、容器包装の軽量化などにより減少が進んでいることが考えられます。

項目		令和元年度実績	令和2年度目標	目標までの進捗率
ごみ排出量	ごみの総排出量 (t)	29,639	28,741	97.0%
	家庭系生活ごみ排出量 (t) ※1	23,213	21,987	94.7%
	1人1日あたりの家庭系ごみの排出量 (g) (集団資源回収回収量を除く) ※2	568	542	95.4%
	事業系排出量 (t)	5,314	4,990	93.9%
資源回収量	資源総回収量 (t)	5,413	6,585	82.2%
	資源化率 (%)	18.3	22.9	79.9%
	定期収集による資源ごみ回収量 (t)	4,301	4,821	89.2%
	集団資源回収量 (t)	1,112	1,764	63.0%

※1 家庭系生活ごみ排出量 (t) = 家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系資源ごみ + 家庭系粗大ごみ

※2 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量 (g) = (家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃ごみ + 家庭系資源ごみ + 家庭系粗大ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

なお、第2次計画の数値目標「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」には集団資源回収の回収量は含まれていません。

(2) 国・県の目標値との比較

国は、廃棄物処理基本方針及び循環型社会形成推進基本計画において、埼玉県は、第8次埼玉県廃棄物処理基本計画において、一般廃棄物の減量化・資源化の目標を下表のとおり設定しています。本市は、家庭系生活ごみの排出量については、国の廃棄物処理基本方針及び埼玉県の目標を達成していますが、事業系ごみ排出量及び資源化率については達成していません。

項目	令和2年度目標		富士見市 令和元年度実績
	国	県	
ごみの総排出量 (t)	平成24年度比 約12%減	—	平成24年度比 約2.2%減
1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量 (g)	500*	503*	463*
事業系ごみ排出量 (t)	—	平成25年度比 約10%減	平成25年度比 約22%増
資源化率 (%)	約27.0	—	18.3

※ 1人1日あたりの家庭系生活ごみの排出量 (g) = 家庭系ごみ排出量 (集団回収量と資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

2. 各施策の取組状況と今後の課題

第2次計画における各施策の取組状況と課題は、次のとおりです。

① 発生・排出抑制・資源化計画

◆ 家庭系ごみ排出抑制の推進

施策の内容	取組状況	課題
資源化率向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ごみ分別アプリの導入 小型家電リサイクル法の認定事業者と協定締結による小型家電の資源化の促進 ホームページや広報での集団資源回収実施の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から排出される剪定枝・廃食用油の資源化 可燃ごみとして排出されている資源プラスチック類・紙類の分別の徹底 集団資源回収の推進
生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 街頭キャンペーンや富士見ふるさと祭りエコ広場を通じ生ごみ水切りの啓発 出前講座での食品ロスの削減の啓発 フードドライブを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ水切りの推進のほか、生ごみの発生抑制の啓発 食品ロスの削減 ばら売り、量り売りの利用促進

環境教育・環境学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校や町会など参加者の年齢層に応じた出前講座の実施 富士見市環境施策推進市民会議との共催による環境講座の実施 「富士見市の環境」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い世代、外国籍の方への環境教育の充実 行政側からの発信
市民への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 富士見ふるさと祭りエコ広場で環境団体や企業と連携した楽しく学べる場の提供 パンフレットやごみ分別アプリによる減量化・資源化の意識の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い世代、外国籍の方への効果的なPR方法の検討 4R推進のための周知
環境に配慮した物品の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> 富士見ふるさと祭りエコ広場でのエコマーク商品配布による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ワンウェイプラスチック等の使用削減 グリーン購入の普及啓発
店頭・販売店回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> 大型店舗での実施 	<ul style="list-style-type: none"> 店頭回収実施店と連携した情報発信
バイオマスの研究	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設生ごみの堆肥化 	<ul style="list-style-type: none"> 温暖化問題、廃棄物問題の両面からの利活用の研究
家庭ごみ有料化の研究	<ul style="list-style-type: none"> 構成市と志木地区衛生組合との協議及び検討の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 構成市、志木地区衛生組合との連携による研究の継続

◆ 事業系ごみ排出抑制の推進

施策	取組状況	課題
エコアクション 21・ISO14001 の導入啓発	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町との共同によるエコアクション 21 の導入啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町との共同による認証取得に向けた導入啓発の継続
過剰包装の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 商工会を通じた啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ばら売り、量り売りの促進 事業者と連携した情報発信
個人事業者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 許可業者との連携により、不適正排出の指導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 排出者責任・処理方法の周知
発生源の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を多く排出する多量排出事業者への指導 	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者への廃棄物の再生利用を推進する取組支援のための円滑な処理体制の確保
食品廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや広報で「食べきりタイム」の啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の減量化を推進する食品関連事業者の取組支援
環境に配慮した物品の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対しホームページで啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入、グリーン調達 の普及啓発
剪定枝のチップ化	<ul style="list-style-type: none"> 公園の剪定枝のチップ化を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 公園以外の剪定枝の利用方法の検討

② 収集・運搬計画

◆ 市民サービスの適正化と合理化、効率的な収集運搬体制の整備

施策	取組状況	課題
収集・運搬体制の合理化、効率化	・平成 29 年 4 月に粗大ごみ収集・運搬の委託化	・安全で効率的な収集・運搬体制の構築
高齢者や障がい者の収集・運搬体制の充実	・ふれあい収集の継続実施 ・軽量なカン回収用ネットの導入	・高齢化の進展に対応する収集・運搬体制の構築
ごみ集積所管理システムの充実	・集積所情報及び収集・運搬に係る情報の整理	・ごみ集積所管理システムを活用した、不法投棄対策の検討
クリーンエネルギー自動車の導入啓発	・許可業者が収集・運搬車両購入時に、環境に配慮した車両購入を推奨	・許可業者への環境に配慮した車両購入を推奨 ・環境負荷低減に対する補助金の情報提供
市民、事業者、行政のパートナーシップの確立	・富士見市環境施策推進市民会議において市民、事業者、行政の連携により街頭キャンペーン等の事業を実施	・市民、事業者、行政が連携した不法投棄対策 ・環境美化活動の推進
一般廃棄物会計基準の導入の推進	・導入による効果の検証等、現時点では未着手	・志木地区衛生組合、構成市との連携による研究 ・費用対効果を意識した事業実施
粗大ごみ処理手数料納入方法の変更	・平成 29 年 4 月の粗大ごみ収集・運搬の委託化にあわせ、粗大ごみ処理券による前払い方式に変更	・効率的な運用の継続
大規模災害発生時の廃棄物の対応	・災害発生時、埼玉県及び志木地区衛生組合と連携し対応	・災害廃棄物処理計画の策定 ・埼玉県、一部事務組合、関連事業者との連携 ・感染症流行時の感染防止対策の徹底及び排出者への情報提供

※中間処理計画・最終処分計画・施設整備計画については、平成 30 年に志木地区衛生組合において一般廃棄物処理基本計画の改訂を実施したため、既存計画の評価を行わないこととします。

第4章 将来予測

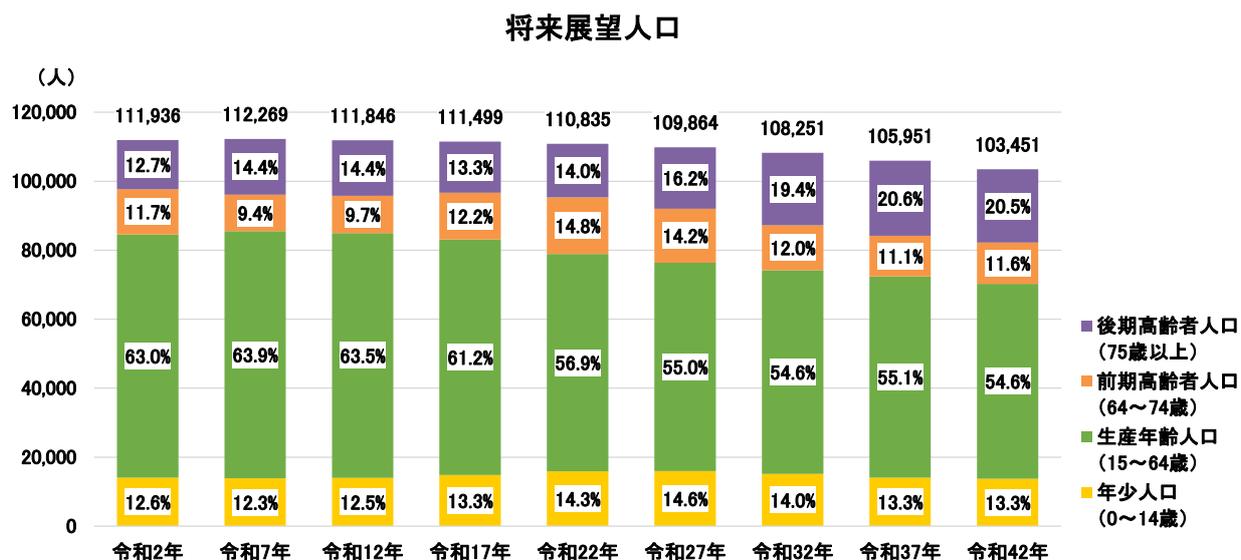
1. 人口の将来予測

令和2年5月に市が策定した人口ビジョンの独自推計では、市の人口は令和7年をピークに減少し始め、令和42年には人口10万人を大きく下回ると推計しています。

これに対し、令和42年までに市民の希望出生率（2.0）※を達成することとした場合の令和42年の展望人口は、103,451人となる見込みです。

計画の中間年度となる令和7年までについては、年少人口は減少傾向にあります。また高齢者については、前期高齢者（75歳未満）は減少するものの、後期高齢者（75歳以上）は増加することが予想されます。

※市民の希望出生率（2.0）は、結婚・出産・子育てに関するアンケート調査の結果から算出した数値です。



2. 事業所数・従業者数の将来予測

市内の事業所数は、事業者個々の状況や産業団地整備、空き店舗の活用・起業支援対策により、ほぼ横ばいで推移していくと予測されます。

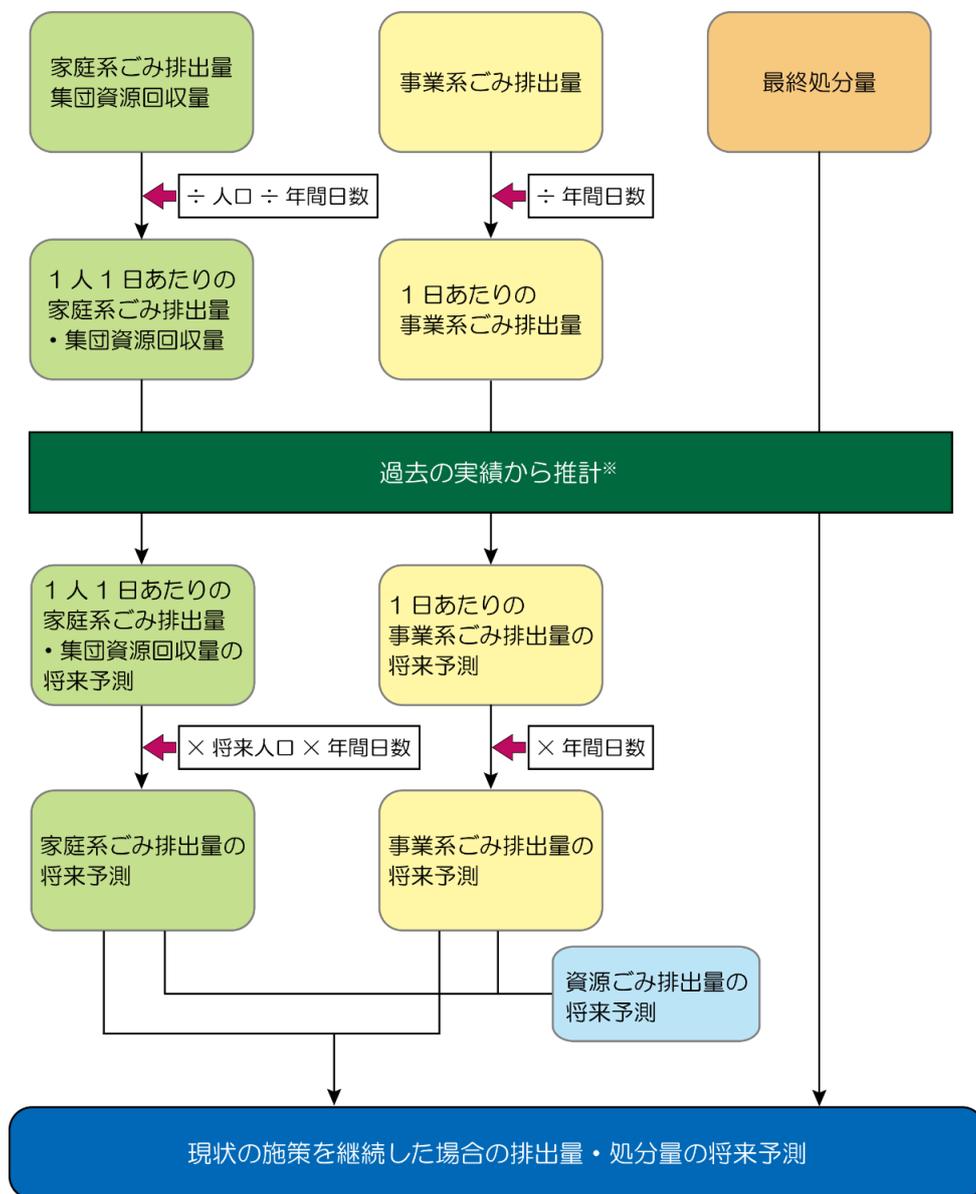
また、従業者数は、産業団地整備による企業立地に伴い増加が見込まれます。現時点において、その立地等概略は未定ですが、近年の県内における企業立地や産業の状況を基に推計すると、一定程度の従業員の増加が見込まれます。今後、適宜見直しの検討を行います。

3. ごみ排出量・処理量の将来予測

ごみ処理量の将来予測は、現状の施策の継続により過去の傾向が将来も続いていくと仮定して、ごみの排出量・処分量がどのように変化するかを予測しました。

家庭系ごみは人口変動に関連し、事業系ごみは社会状況等の影響を受けるため、家庭系ごみ（集団資源回収を含む）と事業系ごみを別々に予測し、次に過去の実績をもとに処分量を予測しました。

ごみ排出量の予測方法のイメージ



※ 過去の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量、1日あたりの事業系ごみの排出量及び最終処分量の傾向から予測し、今後も同率で増減していくと仮定し、将来予測値としています。

(1) 家庭系ごみの将来予測

家庭系ごみは、人口の増加によりごみ量が増加するため、過去の実績をもとに、1人1日あたりの排出量を原単位とし、将来人口を乗じて排出量を予測しました。

家庭系ごみの将来予測値

単位：t/年

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
家庭系ごみ	23,878	23,520	23,239	22,969	22,772	22,460	22,189	21,927	21,733	21,428	21,190
可燃ごみ	17,093	16,872	16,699	16,528	16,404	16,192	16,004	15,819	15,679	15,455	15,276
不燃ごみ	663	636	611	588	567	544	522	502	483	463	444
資源ごみ	4,230	4,175	4,136	4,101	4,081	4,042	4,011	3,982	3,967	3,933	3,911
ビン	796	758	724	692	662	631	602	574	549	522	498
カン	332	327	324	320	318	315	312	309	308	305	302
ペットボトル	425	431	438	446	455	462	469	476	485	492	500
資源プラスチック	760	767	776	786	797	804	812	821	831	837	845
紙・布類	1,883	1,858	1,841	1,826	1,817	1,800	1,786	1,774	1,766	1,750	1,740
有害ごみ	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26
粗大ごみ	840	856	873	891	911	926	942	958	977	991	1,007
集団資源回収	1,052	981	919	861	809	757	710	666	626	587	552

※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(2) 事業系ごみの将来予測

事業系ごみは、事業活動の状況によりごみ量が増加するため、過去の実績をもとに、1日あたりの排出量を原単位とし、年間日数を乗じて排出量を予測しました。

事業系ごみの将来予測値

単位：t/年

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
事業系ごみ	5,393	5,399	5,419	5,438	5,470	5,473	5,483	5,492	5,517	5,512	5,522

(3) 資源ごみの将来予測

家庭系ごみの将来予測から資源ごみの排出量を予測しました。

資源ごみの将来予測値

単位：t/年

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
資源ごみ	4,230	4,175	4,136	4,101	4,081	4,042	4,011	3,982	3,967	3,933	3,911
集団資源回収	1,052	981	919	861	809	757	710	666	626	587	552
資源回収量合計	5,282	5,156	5,055	4,962	4,890	4,799	4,721	4,648	4,593	4,520	4,463

※事業系の資源ごみについては1t未満のため反映されていません。

※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

(4) 最終処分量の将来予測

過去の実績をもとに最終処分量を予測しました。

最終処分量の将来予測値

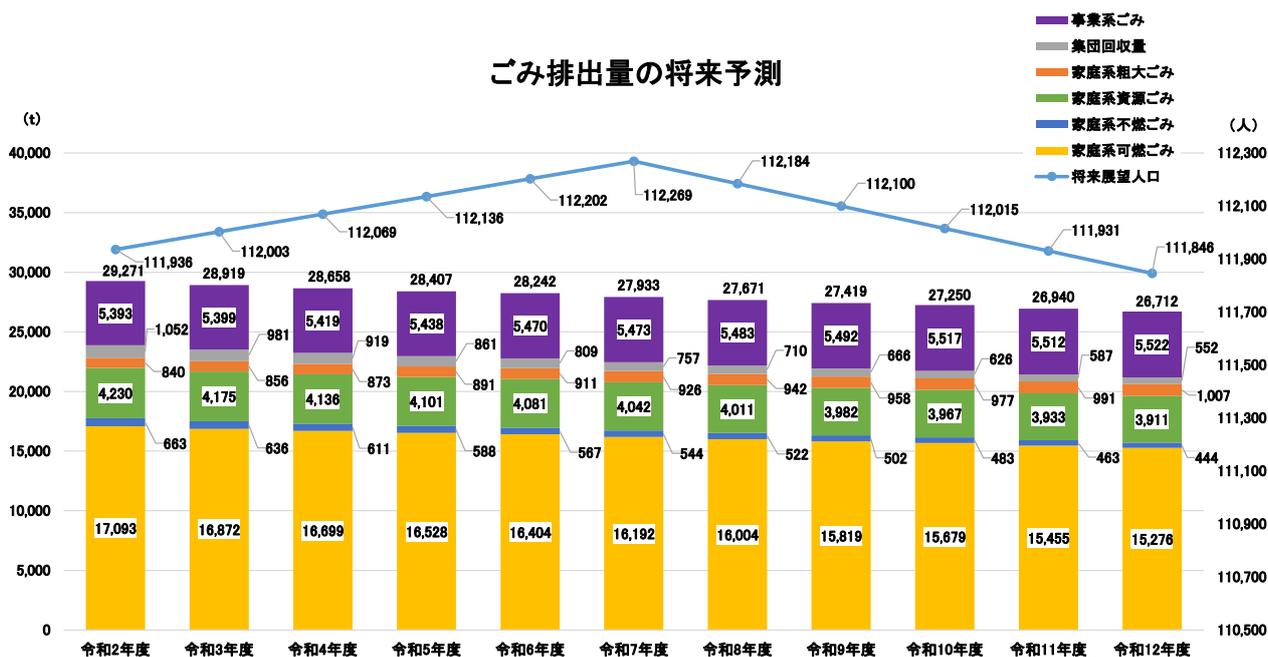
単位：t/年

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
最終処分量	1,211	1,190	1,174	1,160	1,151	1,137	1,126	1,115	1,108	1,096	1,087

(5) ごみ排出量の将来予測

現状の施策を継続した場合の予測結果は、次のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響から通信販売やデリバリー、テイクアウトの利用、テレワークやローテーション勤務などの「新しい生活様式」により、排出されるごみの傾向を注視していく必要がありますが、将来の長期的な傾向については、現時点では、その影響を見込むことが難しいため考慮していません。



※小数点以下の四捨五入により、合計値が合わない場合があります。

第5章 第3次基本計画

1. 基本理念・基本施策

本計画では、本市が目指す循環型のまちづくりの姿を次のように設定しました。

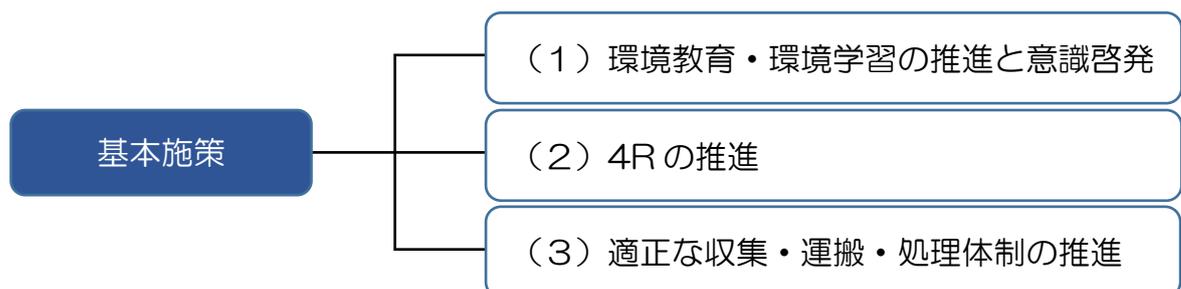
「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」

国は、気候変動問題に対し、温室効果ガスの排出をゼロにする、「脱炭素社会」の実現を目指した取組を加速しようとしています。一般廃棄物処理においては、廃棄物の発生抑制、循環資源の再生利用などを行い、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を限りなく減らしていくことが極めて重要です。

これは、脱炭素社会の実現に向けた取組の一つであり、市は、市民、事業者とともに、ごみの発生を抑え、ごみを減量し、繰り返し使い、再資源化する施策を、普及啓発と併せ、より具体的に、強化、拡充しながら進めていく必要があります。

そして、これらの取組により、1人1日あたりのごみ排出量を更に減量し、ごみの少ない、資源が循環するまちづくりを目指すものです。

基本理念に基づき、目標達成に向け、以下の基本施策に取り組みます。



2. 数値目標

① 家庭系ごみの目標

家庭系ごみは、予測値において減少すると見込まれますが、家庭系ごみには厨芥類が約 16% 含まれていることから、生ごみ水切りの推進により減量化を促すほか、リフューズ・リデュースの取組を推進することで令和 12 年度 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の予測値 519 g より 9 g 削減することを目標とし、以下のとおり目標を設定しました。

資源回収については、ホームページやごみ分別アプリなどで分別方法を周知し、分別の徹底により更なる資源化率の向上を図ります。

項目		令和元年度 実績	令和 7 年度 目標	令和 12 年度 目標
人口 (人)		111,674	112,269	111,846
家庭系ごみ排出量 (t)	目標値	24,325	22,292	20,820
	予測値 ^{※1}	—	22,460	21,190
増減率 (%) ^{※2}		—	-8.4	-14.4
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 (g) (集団資源回収回収量を含む) ^{※3}		595	544	510
増減率 (%)		—	-8.9	-14.3

※1 第 1 編第 4 章将来予測 (1) 家庭系ごみの将来予測で算定した予測値です。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

※3 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 = (家庭系可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 資源ごみ + 集団資源回収量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

② 事業系ごみの目標

事業系ごみは、近年増加の傾向が見られ、予測値においても同様の傾向が見込まれますが、排出者責任に基づく適正な処理及び減量化・資源化を促し、令和 12 年度事業系ごみ排出予測より 416 t 削減することを目標とし、以下のとおり目標を設定しました。

項目		令和元年度 実績	令和 7 年度 目標	令和 12 年度 目標
事業系ごみ排出量 (t)	目標値	5,314	5,265	5,106
	予測値 ^{※1}	—	5,473	5,522
増減率 (%) ^{※2}		—	-0.9	-3.9

※1 第 1 編第 4 章将来予測 (2) 事業系ごみの将来予測で算定した予測値です。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

③ 最終処分量の目標

最終処分量は、志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画で設定されている約 6%の削減目標値を基準とし、目標を設定しました。

限りある最終処分場の長寿命化を図るため、4Rを推進し、総排出量を減らすことで、最終処分量の削減を図ります。

項目		令和元年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
最終処分量 (t)	目標値	1,078	1,045	1,009
	予測値 ^{※1}	—	1,137	1,087
増減率 (%) ^{※2}		—	-3.1	-6.4

※1 第1編第4章将来予測(4)最終処分量の将来予測で算定した予測値です。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

④ 全体の目標

前掲までの目標値から、ごみの総排出量及び資源化率の目標を以下のとおり設定しました。

項目		令和元年度 実績	令和7年度 目標	令和12年度 目標
人口 (人)		111,674	112,269	111,846
ごみの総排出量 (t) (家庭系ごみ+事業系ごみ)	目標値	29,639	27,557	25,926
	予測値 ^{※1}	—	27,933	26,712
増減率 (%) ^{※2}		—	-7.0	-12.5
1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日) ^{※3}		725	672	635
増減率 (%)		—	-7.6	-12.4
資源化率 (%)		18.3	19.9	21.1

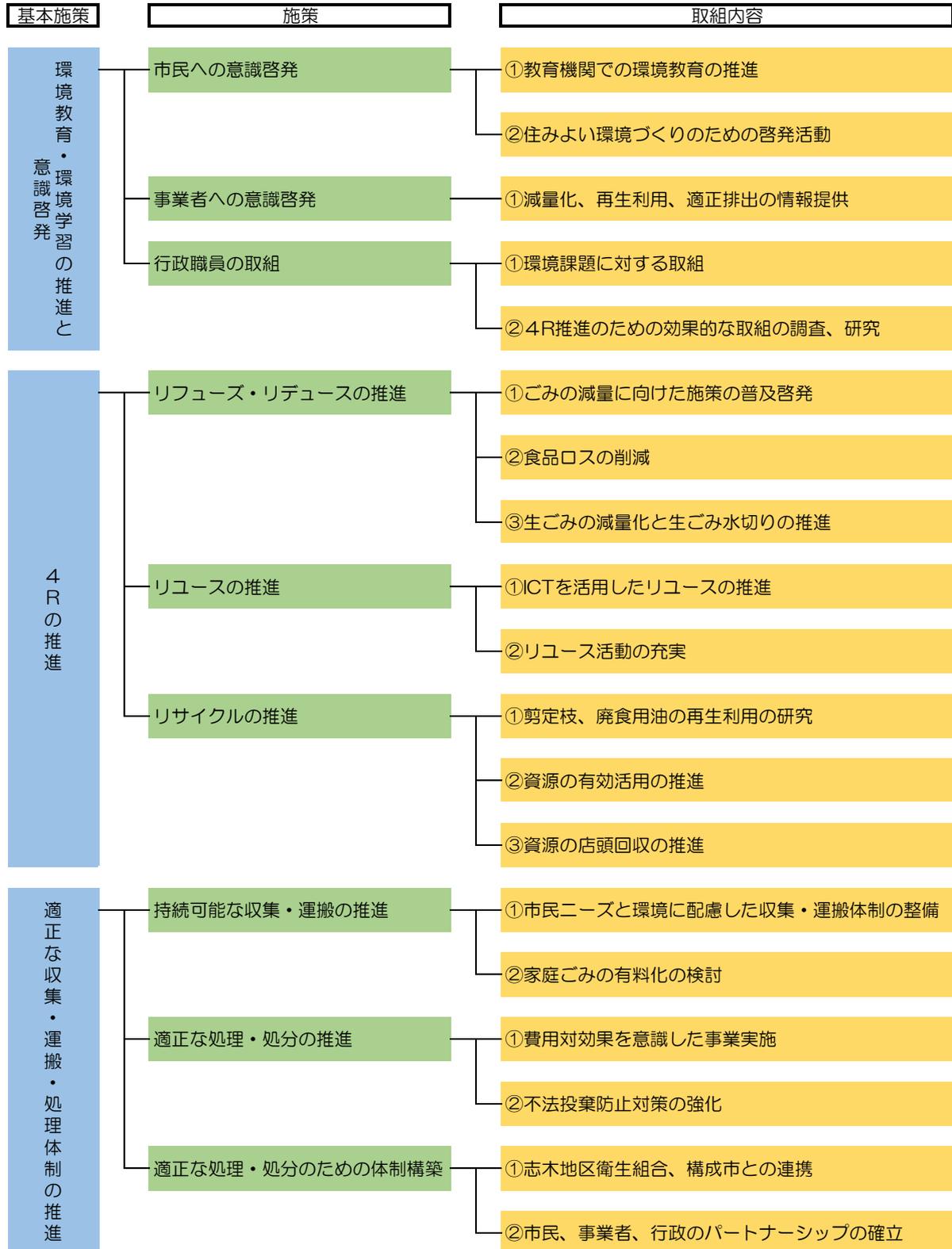
※1 第1編第4章将来予測(5)ごみ排出量の将来予測で算定した予測値です。

※2 増減率は、令和元年度に対する数値です。

※3 1人1日あたりのごみ排出量 = (家庭系ごみ + 事業系ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

3. 施策の体系

本計画では、3つの基本施策に基づき、9つの施策に沿って各取組の展開を図ることとします。



4. 目標達成に向けた取組

前掲の施策の体系のとおり、目標達成に向けた取組を展開します。本計画推進により課題解決に取り組むことで、SDGsの達成にも貢献していきます。

関連する目標については以下のとおりです。より関係性が深いものについては大きく表示しています。



(1) 環境教育・環境学習の推進と意識啓発

1) 市民への意識啓発

① 教育機関での環境教育の推進

幼少期から環境に関心を持つことが重要なことから、教育機関での環境教育を推進します。

* 実績 *

- ・小学校を中心としたまちづくり講座を実施しています。

* 課題 *

- ・まちづくり講座の開催数を増加させる必要があります。
- ・現状に沿った環境問題への関心を持たせる環境教育を実施する必要があります。

* 主な取組 *

- ・学校を中心とした環境学習の充実を図るとともに、まちづくり講座実施を働きかけます。
- ・現状の環境問題に沿った内容の環境教育を行なうため、教育教材の提供を検討します。

② 住みよい環境づくりのための啓発活動

本市の環境課題の解消に向けて、地域住民の環境に関する意識の醸成が必要となります。市民一人ひとりに、ごみの減量化・資源化に取り組んでもらうために、意識を高める働きかけを行っていきます。

* 実績 *

- 地域活動団体に対するまちづくり講座を開催しています。
- 各種街頭キャンペーンを実施しています。
- 富士見市環境施策推進市民会議と共催による環境講座を実施しています。
- ごみ分別アプリの配信を行っています。
- 富士見ふるさと祭りでは、環境に配慮した取組を推進するため、エコバッグやエコマーク付のボールペン、ノートの配布を行っています。

* 課題 *

- ごみ集積所など地域ごとに、ごみに対する問題が異なることから、課題・要望を把握することが必要です。
- ごみの分別や適正な排出を促すため、更なるごみ分別アプリの周知が必要となります。

* 主な取組 *

- ごみに対する問題を把握するため、富士見市アンケートモニター制度を活用し、市民意識調査を実施します。
- ごみ分別アプリを周知することにより、ごみの分別を徹底し、ごみの資源化を推進します。
- 地域のニーズに合った啓発活動を実施します。

2) 事業者への意識啓発

① 減量化、再生利用、適正排出の情報提供

事業系ごみの排出量が増加傾向にあるため、その抑制に取り組んでいくことが必要です。そのため、事業者によるごみの減量化・資源化の促進、並びに環境保全活動を啓発していきます。

* 実績 *

- ・排出量がおおむね月間4 t を超える事業者を多量排出事業者に認定し、廃棄物の減量化及び資源化の計画書の提出を求め、取組状況を把握しています。
- ・近隣市町とエコアクション21 の認証・登録研修会を共催しています。

* 課題 *

- ・事業系ごみは増加傾向にあるため、更なる減量化・資源化の促進が必要となります。
- ・エコアクション21、ISO14001などの環境マネジメントシステムの導入を多くの事業者に啓発する必要があります。

* 主な取組 *

- ・商工会や許可業者を通じ、市内事業者に対して、資源化施設の情報の提供や、減量化メニューの提案などの取組を実施します。
- ・エコアクション21、ISO14001などの環境マネジメントシステムを啓発し、事業者の自主的な環境負荷低減の取組の支援を検討します。

3) 行政職員の取組

① 環境課題に対する取組

職員一人ひとりが、ごみの減量化に向けた行動に率先して取り組む必要があります。

* 実績 *

- ・プラスチックごみ削減のため、マイボトルの持参や、会議等で使用するペットボトル飲料の使用削減を進めています。
- ・第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、ペーパーレス化を推進しています。
- ・公共施設の生ごみの堆肥化を行っています。

* 課題 *

- ・市民や事業者の見本となるよう、職員一人ひとりが環境に配慮した行動に率先して取り組んでいく必要があります。
- ・更に紙媒体を抑制するため、ICT（情報通信技術）を活用した行政運営が必要です。

* 主な取組 *

- タブレットなど電子媒体を活用したペーパーレス化を更に推進していきます。
- 環境負荷のできるだけ少ない製品を選ぶグリーン購入を推進していきます。
- マイバッグ、マイボトルの持参により、プラスチックごみを削減していきます。

② 4R 推進のための効果的な取組の調査・研究

本市のごみの減量化・資源化を推進するため、4Rの取組の推進が必要です。本市の特性と合致した効果的な取組の調査・研究を行うとともに、その進捗状況や成果について行政から、市民や事業者積極的に情報提供を行っていきます。

* 実績 *

- マイボトルの持参により、プラスチックごみを削減しています。
- 食品ロス削減のため、フードドライブを実施しています。

* 課題 *

- 更なる4Rの推進を図るため、より効果的で実行しやすい取組が求められます。

* 主な取組 *

- 本市の特性に合った効果的な取組の調査・研究を行い、市民や事業者に進捗状況や成果について情報提供します。



(2) 4Rの推進

1) リフューズ・リデュースの推進

① ごみの減量に向けた施策の普及啓発

ごみの減量化対策として、不要なものをもらわない、ごみとなるものを使わないようにするライフスタイルへの転換を図っていきます。

* 実績 *

- ・レジ袋削減のため、富士見ふるさと祭りでエコバッグを配布しています。

* 課題 *

- ・ごみの減量化対策として、ごみの発生を抑制する取組の検討が必要です。

* 主な取組 *

- ・必要なものを必要な分だけ買う、買い物の時はエコバッグ・マイバッグを持参する、レジ袋や過剰包装を断るなど、ごみ減量化に向けたライフスタイルの見直しを市民に啓発します。

② 食品ロスの削減

可燃ごみの中には、まだ食べられるのに捨てられている手つかずの食品や食べ残しなどが多く含まれているため、食品ロス削減の取組を推進していきます。

* 実績 *

- ・フードドライブを実施しています。
- ・ホームページを活用し、食べきりタイムの周知を図っています。

* 課題 *

- ・フードドライブは、食品ロス削減の重要な取組のため、市民への更なる周知が必要です。
- ・食品ロス削減の取組を実施する事業者と連携することが必要です。
- ・家庭から排出される食品ロス削減のため、調理の際の可食部分の過剰除去や、調理しづらい可食部の廃棄などを減らすための取組が必要です。

* 主な取組 *

- フードドライブの実施場所を拡大し、市民が利用しやすい方法を検討します。
- 食べ残した料理を持ち帰る mottECO 活動の普及やドギーバッグなど、外食時に食べきることができなかった料理を持ち帰る容器の普及を検討します。
- 廃棄される可食部分を使い切るレシピを作成し、周知していきます。
- ポスターなどを作成し、食べきりタイムを周知していきます。

③ 生ごみの減量化と生ごみ水切りの推進

家庭から排出される可燃ごみには、生ごみが多く含まれていることから、生ごみの減量化を図る必要があります。

* 実績 *

- 生ごみ水切り推進運動街頭キャンペーンや、市内公共施設で生ごみ水切りネットを配布しました。
- 学校給食センター、保育所など公共施設から排出される生ごみを資源化するため、堆肥化しています。

* 課題 *

- 生ごみの減量化には水切りが有効な手段であるため、多くの人に取り組みやすい方法を検討する必要があります。
- 家庭から排出される生ごみを各家庭で処理できる方法を周知することが必要です。

* 主な取組 *

- 複数の水切りグッズをモニター参加者に配布し、水切りグッズの使いやすさ等のアンケートを行うことで、市民が利用しやすい水切り方法を検討します。
- 家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭で手軽にできる生ごみ処理の方法を検討します。

2) リユースの推進

① ICT を活用したリユースの推進

家庭から出るリユース品が広く活用されることが、ごみ減量化の取組の一つとなります。ICTを活用することにより、多くの人に製品・商品の再利用の推進を図っていきます。

* 実績 *

- ・広報富士見に、家庭で使われずに不要となる物を必要な人に譲り渡す場として、「ゆずります・ゆずってください」コーナーを掲載しています。

* 課題 *

- ・広くリユースを促すためには、広報紙のほか ICT を活用し、多くの人に周知していく必要があります。

* 主な取組 *

- ・掲示板アプリやフリマアプリを活用し、製品・商品の再利用の推進を図ります。
- ・「ゆずります・ゆずってください」コーナーについても、ホームページを活用し、再利用の推進を図ります。

② リユース活動の充実

資源の再利用とごみ減量化のため、従来のフリーマーケットなどのリユース活動のほか、様々なリユース活動を推進していく必要があります。就学、卒業時など物品の入れ替えが多い時期や対象者に合った方法を検討し、リユース活動の場を広げていきます。

* 実績 *

- ・富士見ふるさと祭りでフリーマーケットブースを設置し、広く出店者を集め、リユース活動を推進しています。

* 課題 *

- ・就学、卒業時は、服や日用品・家具・家電等の入れ替えが多くなるため、不要となる物を必要とする人に橋渡しできる取組が必要です。

- ・フリーマーケットやバザーが、より開催しやすくするための取組が必要です。

* 主な取組 *

- ・エコビンテージバンク（おさがりバンク）のような、家庭で不要になった物を必要な人に橋渡しをする取組を検討します。
- ・富士見ふるさと祭りでフリーマーケットブースを設置するほか、フリーマーケットやバザーの支援について検討します。

3) リサイクルの推進

① 剪定枝、廃食用油の再生利用の研究

ごみの減量化対策として、資源循環が重要となります。剪定枝や廃食用油の資源化の促進を図ります。

* 実績 *

- ・公園の剪定枝のチップ化及び公立保育園の廃食用油の資源化を行っています。

* 課題 *

- ・公園以外の剪定枝等についても利活用方法の検討が必要です。
- ・家庭から排出される剪定枝等、木くず類や廃食用油の資源化が必要です。

* 主な取組 *

- ・公立保育園での廃食用油の資源化を継続するとともに、家庭から排出される剪定枝等、木くず類や廃食用油の資源化、収集方法等について調査・研究を行います。

② 資源の有効活用の推進

家庭から排出される資源ごみの有効活用を図るため、集団資源回収の支援や、市では収集できない消火器やバッテリーなどの処理困難物の拠点回収を行います。

* 実績 *

- 集団資源回収実施団体に対し奨励金を交付し、支援しています。
- 平成 14 年から市役所駐車場などを利用し、処理困難物の拠点回収を実施しています。
- 小型家電や携帯電話などを回収するボックスを設置し、レアメタルなどのリサイクルを推進しています。
- 小型家電リサイクル法の認定事業者と協定を締結し、小型家電の宅配回収を実施しています。

* 課題 *

- 集団資源回収実施団体数については横ばいですが、回収量は年々減少傾向にあることが課題となります。
- 処理困難物の拠点回収については、市民の要望を踏まえながら適切な体制で実施することが求められます。

* 主な取組 *

- 広報富士見、市ホームページ、ごみ分別アプリやまちづくり講座を通じ、集団資源回収の実施を周知し、地域の自主的な集団資源回収の実施を促します。
- 処理困難物の適正な排出の促進を図るため、広報富士見、市ホームページやごみ分別アプリを活用して処分方法を周知するとともに、拠点回収の利用の拡大を図ります。

③ 資源の店頭回収の推進

市内のスーパーなどの小売業者には、資源（ペットボトル、アルミ缶、食品トレイなど）の店頭回収に取り組んでいる店舗があります。回収された資源はリサイクルされるため、店舗と連携し、店頭回収を推進します。

* 課題 *

- 店頭回収を利用することは、リサイクルの促進につながるため、市民の積極的な利用を推進する必要があります。

* 主な取組 *

- 店頭回収は、リサイクルの促進になるほか、市民の利便性の向上につながるため、ホームページなどで周知し、積極的な利用を推進します。

(3) 適正な収集・運搬・処理体制の推進

1) 持続可能な収集・運搬の推進

① 市民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の整備

本市で生活する全ての人々が、ごみを出しやすい体制を構築するとともに、温室効果ガスの排出を抑制できるよう、効率的な収集・運搬体制の整備を図ります。

* 実績 *

- ・家庭から排出されるごみは、地域・曜日ごとに収集を行い、中間処理施設及び資源化施設に搬入しています。また、粗大ごみは、予約制により戸別収集を行っているほか、市民による中間処理施設への直接搬入も行っています。
- ・高齢者や障がい者への日常生活支援を目的として、ふれあい収集を継続し、週1回戸別収集を実施しています。

* 課題 *

- ・地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、許可業者、資源回収業者と連携し、収集・運搬体制の合理化・効率化を推進することが求められます。
- ・ふれあい収集は、高齢者等の増加により、利用者の増加が見込まれ、適正な収集・運搬体制が必要です。

* 主な取組 *

- ・許可業者、資源回収業者及び志木地区衛生組合と協議し、収集・運搬体制の見直しと収集・運搬の合理化・効率化について検討します。
- ・ふれあい収集は、高齢者等の生活状況や、今後の利用者の増加に合わせた収集・運搬体制の見直しを検討します。

② 家庭ごみの有料化の検討

ごみの排出量に応じた負担を公平化し、ごみの排出抑制を図る観点から、家庭ごみ有料化の必要性について検討します。

* 実績 *

- ・構成市である志木市、新座市及び志木地区衛生組合と家庭ごみ有料化の導入について検討しました。

* 課題 *

- ・検討の結果として、有料化することにより、ごみの不法投棄の増加や不適正排出対策などの課題が挙げられたことから、構成市がそれぞれの実情を踏まえ持続可能なごみ収集・運搬体制を維持できるようにしていくことが課題です。

* 主な取組 *

- ・将来的な選択肢として家庭ごみ有料化について、他自治体の事例も参考にしながら関係団体等と導入の必要性について検討します。

2) 適正な処理・処分の推進

① 費用対効果を意識した事業実施

ごみ処理に係る処理経費が増加傾向にあることから、ごみ処理経費の削減方策の検討、ごみの収集・処理に関する現行体制の見直しなど、効率的な収集・運搬体制の検討が必要です。

* 実績 *

- ・粗大ごみの収集・運搬を委託化し、粗大ごみ処理券による前払い方式を導入しました。

* 課題 *

- ・ごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみ処理に係る処理経費が増加傾向にあることから、効率的な収集・運搬体制を検討する必要があります。

* 主な取組 *

- ・ごみ処理経費の削減方策及び体制の見直しを検討します。

② 不法投棄防止対策の強化

不法投棄は、法律で禁止され、違反した場合は罰則規定もあります。また、まちの景観を害することから、不法投棄の撲滅を目指し、対策を強化していきます。

* 実績 *

- ・本市では、不法投棄撲滅を目指し、県と連携して不法投棄パトロールを実施しています。

* 課題 *

- ・依然として不法投棄がなくなる状況から、一層の不法投棄防止対策が必要です。
- ・ごみの適切な捨て方を周知することにより、適正な排出を促す必要があります。

* 主な取組 *

- ・適切にごみの出し方を周知することにより、適正な排出を促します。
- ・ごみ集積所管理システムや、ごみ分別アプリの通報機能を活用し、不法投棄されやすい場所を特定することで、不法投棄パトロールの強化と合わせ、看板の設置等の不法投棄防止対策を推進します。

3) 適正な処理・処分のための体制構築

① 志木地区衛生組合、構成市との連携

本市から排出されるごみの大半は、志木地区衛生組合に搬入されることから、志木地区衛生組合及び構成市である新座市、志木市との連携を強化していきます。

* 実績 *

- ・志木地区衛生組合及び構成市と適正な処理・処分のための情報交換を行っています。

* 課題 *

- ・本市のごみの分別状況を把握するため、志木地区衛生組合と連携し、より詳細なごみの組成調査を実施し、排出状況をモニタリングする必要があります。
- ・事業系ごみの排出量は増加傾向にあるため、排出状況を把握し、減量化対策を検討する必要があります。

- ・近年、大規模な自然災害が増加しているため、災害廃棄物の迅速な処理、対応が求められます。
- ・本市を含む、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないため、最終処分量の減量化を図る必要があります。

* 主な取組 *

- ・ごみの組成調査を継続し、志木地区衛生組合及び構成市と情報を共有し、地域ごとのごみの排出状況の確認を行います。
- ・事業系ごみの排出抑制や減量化に向けた基礎資料とするため、事業者等に実態調査を行います。
- ・災害廃棄物処理計画を策定し、志木地区衛生組合、構成市と情報共有を図り、災害廃棄物を円滑に処理できる体制の構築に努めます。
- ・志木地区衛生組合、構成市と連携し、更なるごみの減量化、資源化を推進し最終処分量の減量化を図ります。

② 市民、事業者、行政のパートナーシップの確立

市民、事業者、行政による協働は、ごみの減量化・資源化だけでなく、地球規模のあらゆる環境課題に一丸となって取り組むためにも重要であることから、三者のパートナーシップの確立を図っていきます。

* 実績 *

- ・富士見市環境施策推進市民会議を中心に、協働で各種街頭キャンペーン、生ごみ水切りの啓発や、処理困難物一斉回収及び環境講座などを実施しています。

* 課題 *

- ・市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解するとともに、三者が更に連携することが重要です。

* 主な取組 *

- ・市民、事業者、行政の連携を強化し、様々な分野でパートナーシップによる取組を推進します。
- ・商工会、商店会連合会や地域団体等と連携し、事業系ごみの減量化・資源化の拡大に向けた取組を検討します。

5. 市民・事業者・行政の役割

基本理念である「市民協働で身近な環境を守り育て、循環型のごみの少ないまちづくりを進めます。」を達成するためには、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を認識し、行動することが重要です。三者が相互に協働・連携することによって、目標達成に向けた各取組は、相乗的な効果を得ることができます。

【 市民の役割 】

市民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、環境にやさしいライフスタイルへの見直しを行い、発生回避・発生抑制・再利用・再資源化の4Rを推進するにあたって、自主的な取組を行っていく必要があります。また、ごみ処理についても分別等のルールを遵守し、適正に処理することが必要です。

【 事業者の役割 】

事業者は、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制し、再利用や資源化を考慮した商品開発が求められ、商品の流通、販売に際しては、環境にやさしい商品を取り揃え、使い終わった後の容器などの回収ルートの整備や資源化を進めることが必要です。

事業活動を通して排出するごみについては、排出者責任を踏まえ自ら適正に処理し、資源の有効活用を進め、事業者間で協力しながら循環型社会を実現するための中心的な役割を担っていく必要があります。

【 行政の役割 】

行政は、市民・事業者の行動を支援し、具体的な行動に結びつけていくための重要な役割を担っています。

4Rの推進にあたり、現状の取組にとどまることなく、事業の効果を検証し、施策の見直しや新たな取組の検討を行い、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、新たな施策を展開することで、循環型社会を構築します。

また、自らも事業者として地域の環境保全と公衆衛生の向上を図る立場から、グリーン購入やグリーン契約などを通じてリユース品、リサイクル製品等の優先的な調達など循環型社会に向けた行動を率先して行います。

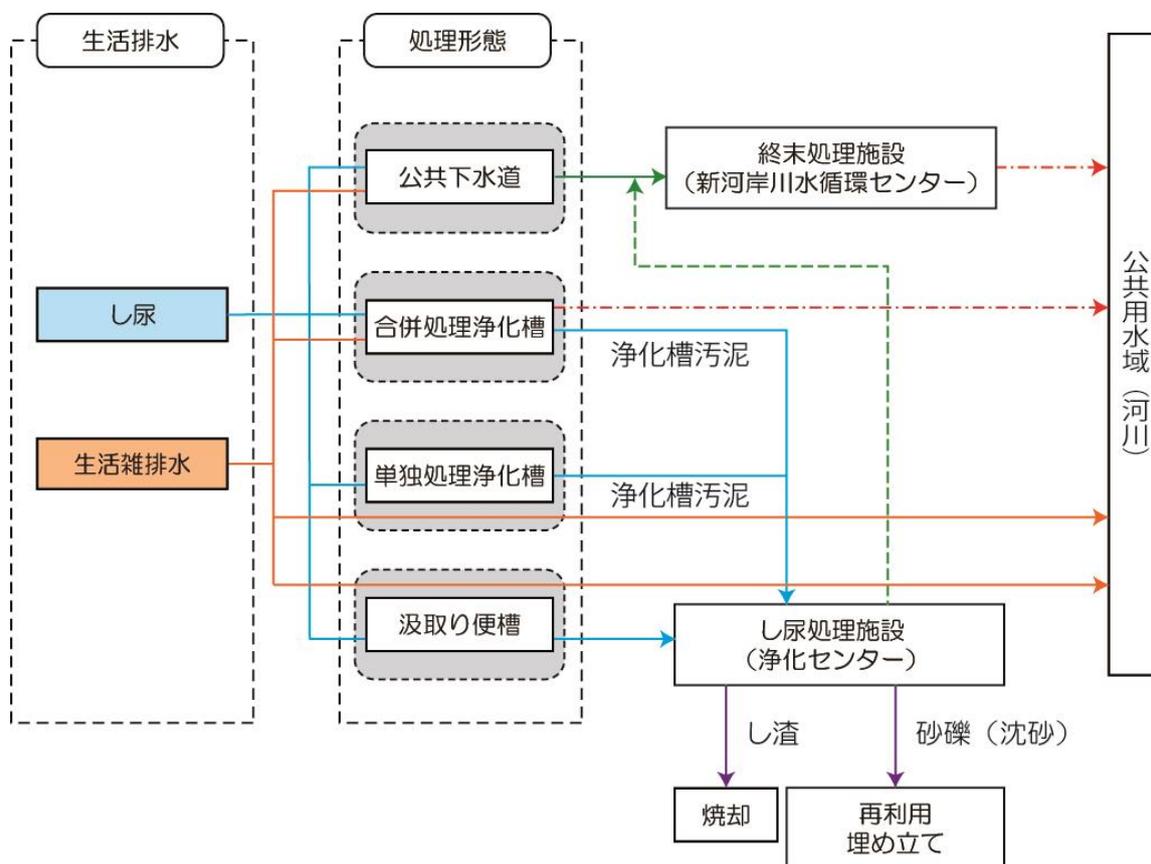
第2編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理フロー

生活排水のうち、し尿は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽または、し尿処理施設による処理を経て、河川に放流されています。

一方、生活雑排水は、公共下水道または合併処理浄化槽による処理を経て河川に放流されていますが、一部は処理されずに、直接河川に放流されています。



- (Blue arrow) : 未処理のし尿または浄化槽汚泥
- (Orange arrow) : 未処理の生活雑排水
- (Green arrow) : 公共下水道を通り終末処理施設に入る下水
- (Dashed Green arrow) : し尿処理施設から終末処理施設に入る処理水
- (Dashed Red arrow) : 公共用水域に放流する処理水
- (Purple arrow) : し尿処理施設で処理後に排出されるし渣及び砂礫 (沈砂)

2. 生活排水の処理状況

(1) 公共下水道

公共下水道の整備による水洗化人口や普及率等は、以下のとおりです。

年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
処理区域面積 (ha)	843.97	875.49	897.75	920.39	975.19
総人口 (人)	105,754	106,130	107,990	108,895	109,395
処理区域内人口 (人)	98,365	99,279	101,457	102,892	105,090
水洗化人口 (人)	94,200	95,528	97,917	99,805	100,138
普及率 (%)	93.0	93.5	94.0	94.5	96.1
水洗化率 (%)	95.8	96.2	96.5	97.0	95.3

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
処理区域面積 (ha)	997.26	1,015.63	1,024.06	1,030.03	1,047.62
総人口 (人)	110,174	110,650	111,016	111,463	111,963
処理区域内人口 (人)	107,916	108,629	109,050	109,691	110,094
水洗化人口 (人)	103,248	103,893	105,187	108,701	109,103
普及率 (%)	98.0	98.2	98.2	98.4	98.4
水洗化率 (%)	95.7	95.6	96.5	99.1	99.1

(2) し尿・浄化槽汚泥

し尿・浄化槽汚泥の処理状況は以下のとおりです。

年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
総人口 (人)	107,459	107,735	107,990	108,895	109,395
汲取人口 (人)	657	587	495	430	386
浄化槽人口 (人)	10,897	11,620	9,578	9,313	8,871
し尿処理量 (kl/年)	1,156	970	849	697	611
浄化槽汚泥処理量 (kl/年)	3,959	3,831	3,197	3,157	3,255

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
総人口 (人)	110,174	110,650	111,016	111,463	111,936
汲取人口 (人)	339	323	296	284	270
浄化槽人口 (人)	6,587	6,434	5,753	4,812	2,178
し尿処理量 (kl/年)	667	583	752	666	677
浄化槽汚泥処理量 (kl/年)	2,563	2,430	1,994	1,772	1,753

【浄化センターの概要】

施設名称	入間東部地区事務組合 浄化センター	
施設所管	入間東部地区事務組合 構成市町（2市1町）：富士見市、ふじみ野市、三芳町	
計画処理能力	26kl/日（し尿：3kl/日、浄化槽汚泥：23kl/日）	
処理方式	主処理	前処理希釈放流方式
	脱臭処理	高・中濃度：生物脱臭＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
希釈水	地下水	
放流先	荒川右岸流域公共下水道	
し渣処分方法	ふじみ野市・三芳町環境センターごみ焼却施設へ搬入	
汚泥処分方法	希釈後公共下水道放流	
竣工年月	平成30年3月	

第2章 生活排水処理の基本方針と目標

1. 基本方針

生活排水については、市民の快適な生活環境の確保と、河川等の水質の保全を図るため、引き続き公共下水道の整備を推進します。また、地域の状況等により、合併処理浄化槽による生活排水処理率の向上を図ります。

2. 目標

「基本方針」に基づく生活排水処理率の向上を図るため、全ての生活排水を公共下水道または合併処理浄化槽で処理することを目標とし、生活排水の適正処理を積極的に推進していきます。

第3章 生活排水処理の施策

1. 計画的整備と適切な維持管理

(1) 公共下水道の整備

人口や土地利用の動向を踏まえ、公共下水道の整備を推進します。また、公共下水道供用開始区域において、汲取り便槽や浄化槽を利用している世帯に対し、公共下水道への切り替えを促します。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

下水道整備計画の動向を考慮に入れながら、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

2. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬計画

市内で発生するし尿については、迅速かつ衛生的な収集・運搬体制を維持します。また、家庭の汲取り便槽から出るし尿の処理については、処理対象人口がゼロになるまで現在の体制を維持しますが、同時に量が少なくなった段階で浄化槽の導入や下水道への接続を促す等の対応も検討していきます。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は本市全域とします。

3. 処理計画

(1) 処理の目標

公共下水道整備の状況を考慮しつつ、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥の全量を入間東部地区事務組合の浄化センターで適正に処理していきます。

(2) 施設の適正な維持管理

処理施設の適正な維持管理を行うため、今後も入間東部地区事務組合と連携していきます。

(3) 最終処分の目標

し尿処理施設から発生する最終処分の対象物は、受入槽などの水槽内に溜まる砂礫（沈砂）と前処理工程で出るし渣（夾雑物）です。これらは、入間東部地区事務組合から搬出され、焼却ないし再利用または埋め立てされます。今後も適正な最終処分体制を維持できるよう入間東部地区事務組合と連携していきます。



資料編

- 資料1 策定経過
- 資料2 富士見市環境審議会規則
- 資料3 富士見市環境審議会委員名簿
- 資料4 施策の展開に係る取組実績
- 資料5 用語集

資料1 策定経過

- 令和2年10月20日 第1回環境にやさしい都市づくり検討委員会
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）素案について
- 令和2年10月26日 第1回富士見市環境審議会
諮問：富士見市一般廃棄物処理基本計画 第3次計画 について
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）素案（第1章～第3章）について
- 令和2年11月18日 第2回富士見市環境審議会
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）素案（第4章）について
- 令和2年12月 2日 第3回富士見市環境審議会
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）素案（第5章）について
- 令和2年12月17日 第4回富士見市環境審議会
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）素案について
- 令和2年12月23日 第2回環境にやさしい都市づくり検討委員会
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）素案について
- 令和3年1月4日から令和3年2月3日 パブリックコメント公表期間
- 令和3年3月11日 第5回富士見市環境審議会
議題：富士見市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）の策定について
- 令和3年3月18日 第6回富士見市環境審議会
答申：富士見市一般廃棄物処理基本計画 第3次計画 について

資料2 富士見市環境審議会規則

○富士見市環境審議会規則

平成 14 年 4 月 22 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士見市環境基本条例(平成 14 年条例第 31 号)第 27 条の規定に基づき、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、自治振興部環境課において処理する。

(平 19 規則 24・平 23 規則 12・一部改正)

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 24 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 12 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

資料3 富士見市環境審議会委員名簿

富士見市環境審議会委員名簿

No.	区分	委員氏名	所属等	備考
1	学識経験者	須田 昭	NPO 法人 彩の国環境活動推進会 副理事長	会長
2	学識経験者	木内 芳弘	富士見市都市計画審議会	
3	学識経験者	中村 章	埼玉県環境カウンセラー協会副会長兼任事務局長	副会長
4	学識経験者	星野 弘志	特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉代表理事	
5	学識経験者	濱野 裕司	富士見市立ふじみ野小学校 教頭	
6	市民団体	守山 義一	富士見市環境施策推進市民会議	
7	市民団体	柳田 政男	すわ・氷川森の会	
8	事業者	五十嵐正幸	株式会社協和清掃運輸富士見支社 係長	
9	事業者	関 知枝	商工会女性部副部長	
10	事業者	細田 英夫	商工会理事	
11	事業者	水村 誠	JA いるま野南畑支店支店長	
12	公募市民	高橋 満	公募市民	
13	公募市民	戸塚 隆久	公募市民	
14	公募市民	細田 皓一	公募市民	
15	公募市民	田中 聰行	公募市民	

資料4 施策の展開に係る取組実績

● 学校機関におけるまちづくり講座の開催回数

基本施策 (1)
施策 1)
取組内容 ①

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
回数	2	1	2	1	2	1	1

● 地域活動団体におけるまちづくり講座の開催回数

基本施策 (1)
施策 1)
取組内容 ②

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
回数	1	1	1	0	0	0	0

● 環境講座参加人数

基本施策 (1)
施策 1)
取組内容 ②

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
人数	74	74	71	70	76	57	—

※ 令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座の開催は中止しました。

● ごみ分別アプリの配信

基本施策 (1)
施策 1)
取組内容 ②

年度	令和元	令和 2 (11月19日現在)
日本語版	配信開始	4,700 件
外国語版		112 件

● 多量排出事業者への認定件数

基本施策 (1)
施策 2)
取組内容 ①

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
件数	6	6	6	7	9

● 公共施設でのコピー用紙の使用枚数

基本施策 (1)
施 策 3)
取組内容 ①

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
枚数	1,119,386	1,160,467	1,086,756	1,276,388	1,030,550	948,508	912,880

● フードドライブ事業の実施

基本施策 (2)
施 策 1)
取組内容 ②

年度	令和 2 (11月19日現在)
持ち込み量	32kg
持ち込み点数	126点

● 「ゆずります・ゆずってください」成立件数

基本施策 (2)
施 策 2)
取組内容 ①

年度	平成 30	令和元	令和 2 (11月19日現在)
件数	36	42	35

● フリーマーケット応募件数

基本施策 (2)
施 策 2)
取組内容 ②

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
件数	50	52	54	51	49

● 公園剪定枝のチップ化

基本施策 (2)
施 策 3)
取組内容 ①

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
回収量 (t)	約 32	約 22	約 23	約 42

● 公立保育所の廃食用油の回収量

基本施策 (2)
施 策 3)
取組内容 ①

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
回収量 (L)	584	760	840	690	630

● 集団資源回収実施団体数、回収量

基本施策 (2)
施 策 (3)
取組内容 (2)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
実施団体数	193	184	183	182	188
回収量 (kg)	1,463,610	1,348,009	1,286,386	1,207,783	1,112,732

● 処理困難物一斉回収の実施状況 (平成 30 年度)

基本施策 (2)
施 策 (3)
取組内容 (2)

家電4品目	消火器	タイヤ	バッテリー	土・スプレー缶等
56 台	56 本	175 本	23 個	115 件

● ふれあい収集件数

基本施策 (3)
施 策 (1)
取組内容 (1)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
件数	74	69	65	75	86

● 不法投棄発生件数

基本施策 (3)
施 策 (2)
取組内容 (2)

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
ごみ集積所	70	59	65	26	82	47
公園	1	0	0	0	0	2
その他	109	76	17	6	26	66
合計	180	135	82	32	108	115

資料5 用語集

あ行

ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格です。社会経済的ニーズとバランスをとりながら、環境を保護し、変化する環境状態に対応するための組織の枠組みを示しています。

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」と訳されます。メールでのコミュニケーションやオンラインショッピング等、通信技術を使うことで、人とインターネット、人と人がつながる技術のことです。

新しい生活様式

感染症の飛沫感染や接触感染を防止するため、近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のことです。

入間東部地区事務組合

本市、ふじみ野市、三芳町から構成される一部事務組合（複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織）で、消防行政及び環境衛生行政を執り行っています。

環境衛生行政では、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理する浄化センターと、火葬場・斎場の「入間東部広域斎場しののめの里」の管理・運営を行っています。

エコアクション21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムです。全ての事業者に対して、自主的に「環境へのかかわりに気づき、目標を持

ち、行動することができる」方法を提供する目的で作成したガイドラインに基づく認証・登録制度をいいます。

エコピンテージバンク（おさがりバンク）

就学・卒業時などの服や日用品、家具・家電等の入れ替えが多くなる時期に、不要となる物品と必要としている人の橋渡しをする事業です。

エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのことです。CO₂（二酸化炭素）やCH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素）などが該当します。

か行

街頭キャンペーン

環境施策推進市民会議が主体となり市内3駅で、環境問題に関心を持ってもらうための啓発活動を行っています。

活動実績としては、地球温暖化防止及び生ごみ水切り推進運動街頭キャンペーン、富士見市をきれいにする条例啓発街頭キャンペーンがあります。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水をまとめて処理できる浄化槽のことです。

家電リサイクル法

家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の廃家電4品目は、小売業者による引取り、製造業者等による再商品化等が義務付けられ、消費者（排出者）には廃棄の際の収集運搬・リサイクル料金を支払うことを定めた法律で、廃棄物の適正な処理と資源の有効利用を図っています。

環境基本法

環境保全に関する施策の基本となる事項を定め、施策の総合的かつ計画的な推進によって、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とした法律です。

環境マネジメントシステム

環境管理とも呼ばれ、組織や事業者が運営や経営のなかで、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて環境保全に取り組むことです。

希望出生率

結婚して子どもを産みたいという人の希望がかなえられた場合の出生率を指します。一般には健康上の理由や経済的な事情等により子どもを産みたくても産めない場合があるため、実際の出生率を上回る数値となります。また、政府は、少子化対策の指針となる「少子化社会対策大綱」において希望出生率 1.8 を目標に掲げています。

旧暫定逆線引き地区

計画的な市街地整備の見通しが明らかになっていない区域を対象に、用途地域を残したまま、一度市街化調整区域に編入し、その後計画的な市街地整備が確実となった時点で、市街化区域へ戻す整備方式とした地区です。

汲取り便槽

家庭から出る汚水（し尿）をそのまま便槽と呼ばれるタンクに貯める方式のトイレで、定期的にバキュームカーで汚水を汲み取る必要があります。

グリーン契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。

グリーン購入・グリーン調達

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない物を選ぶ購入方法です。消費者の取組ではグリーン購入といい、生産者の取組ではグリーン調達といいます。

グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称で、国等の公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品やサービスの調達を推進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を図り、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律です。

クリーン作戦

町会や各種団体を中心に行う自主的な地域清掃活動をいいます。市では、5月と11月の最終日曜日を「富士見をきれいにする日」と定

め、市民一人ひとりが自宅周辺の道路などの公共の場を自主的に清掃する取組を推進しています。

下水道整備計画

本市の汚水施設及び雨水施設を計画的に整備するために策定する計画です。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称で、建設工事に伴って廃棄されるコンクリート、アスファルト・コンクリート、建設発生木材の建設廃棄物の分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けた法律です。

小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称で、使用済み小型家電に利用されている貴重な金属資源等の再資源化を促進することを目的とした法律です。家庭や企業で廃棄されるパソコンや携帯電話等を回収し、分解・破碎・選別後、有害物質を処理したうえで金属資源等を再資源化します。

ごみ集積所管理システム

本市内にあるごみ集積所の管理についてのデータベースです。

ごみ分別アプリ

本市内の居住地域に合わせて、ごみの種類ごとの収集日を知らせる機能や、品目ごとに簡単にごみの分別を検索できる「ごみ分別辞典」など、ごみに関する様々な情報を提供しているアプリです。

さ行

災害廃棄物処理計画

各市区町村自らが被災することを想定し、平時の備え（体制整備等）や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等の対応に必要な事項をとりまとめた計画です。

砂礫

砂や小石のことです。地質学的には、粒径が16分の1mm以上2mmより小さいものを砂、2mm以上のものを礫と呼び、これらの混合物を指します。

志木地区衛生組合

志木市、新座市及び本市の三市で構成された、ごみ等に関する事業を行っている一部事務組合（複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織）で、三市にある家庭や店舗から出るごみを共同処理している特別地方公共団体です。

資源の有効利用の促進に関する法律

日本は資源の大部分を輸入に依存しています。資源循環を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境保全に資するため、使用済み物品等の再生資源及び再生部品の利用を促進し、経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律です。対象業種・対象製品の事業者に3Rの取組を求めています。

し渣

流入下水中に含まれ、処理場等のスクリーンで除去されたごみ（主に紙、髪、繊維類、食料残渣）や木片等のことを指します。

自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称で、廃棄する自動車に含まれる貴重な金

属や部品等の再資源化と適正処理を促進するため、自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。廃棄する自動車は、関連事業者、自動車メーカーによって再資源化・適正処理され、その費用を所有者が負担します。

し尿処理施設

し尿や浄化槽汚泥等を処理し、公共用水域へ放流するための施設です。廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理施設として、市町村や行政組合などが設置、管理しています。

集塵灰

廃棄物等を焼却処理して発生する灰のうち、排ガス出口の集じん装置で集めたばいじん（焼却の際に発生する微細な粒子）です。

集団資源回収

自治会などの地域団体が主体となって資源の回収方法を定め、適切な業者に回収を委託し、ごみの減量・資源化を図る活動のことです。本市では集団資源回収実施団体奨励金交付制度により、紙・布類やカン類、ビン（リターナルビン）を回収する団体（営利を目的としないものに限る）に対し、奨励金を交付しています。

終末処理施設

下水を最終的に処理して河川やその他の公共水域または海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設を指します。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を目指した基本原則を定め、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律です。

廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、適正処分の確保を提起し、天然資源の消費抑制と環境負荷低減の社会を目指しています。

焼却灰

焼却処理した際に残った燃え殻を指し、「主灰」とも呼びます。

将来展望人口

「富士見市人口ビジョン」（令和2年5月）において、本市の人口減少と超高齢少子社会による影響を最小限に食い止めるため、人口に関して目指すべき将来の方向を示した将来推計人口です。

食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称で、食品の売れ残りや食べ残し、製造過程で発生する食品廃棄物の発生抑制と減量化により、最終的に処分される食品廃棄物量を削減することを目的とした法律です。食品関連事業者（製造、流通、外食産業等）による食品循環資源の再生利用等を促進します。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品を指します。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として策定された法律です。

処理困難物

「市では収集・処理をすることができないごみ」の総称です。本市では、タイヤ、土や砂、消火器、薬品などの志木地区衛生組合で適正な処理ができないごみが該当します。処理困難物を廃棄する場合は、取扱店もしくは市の許可を受けた廃棄物処理業者に処理を依頼する必要があります。

新型コロナウイルス感染症

令和元年 12 月に中国で確認された新型コロナウイルス(SARS-CoV2)による感染症です。感染すると主に発熱や咳の症状が見られ、肺に達すると肺炎を起し、死に至る可能性があります。急速に感染が広がり、世界中で多くの感染者が発生し、各国で都市封鎖が行われるなど人々の生活のみならず、世界経済へも大きな影響を及ぼしています。日本でも政府から緊急事態宣言が発出され、外出自粛や接触機会の低減など、市民生活が大きく制限されました。

人口ビジョン

本市の人口の現状を分析し、個別計画策定時の基礎資料とするため、将来人口動態を推計し、市の人口の目標を設定した計画です。

た行

第 1 次産業

農業、林業、水産業といった、自然からの生物資源を利用し、生産や獲得をする産業のことです。

第 2 次産業

製造業、建設業などといった、主に第 1 次産業で生産した原材料を加工する産業のことです。

第 3 次産業

金融、保険、卸売業、小売業、サービス業、情報通信業などといった、目に見えないサービスや情報などの生産を行う産業のことです。

第 3 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの排出実態と特性を把握し、具体的な削減目標や温室効果ガスの排出抑制への取組を定め、環境負荷の軽減と温室効果ガスの排出削減へと導くことを目的とした実行計画です。

食べきりタイム

食品ロス削減を目的として、宴会などの場で設けるよう啓発している、料理を残さず食べる時間です。

多量排出事業者

事業系一般廃棄物を直接または処理業者への委託により、志木地区衛生組合に搬入する事業者のうち、月量 4 t 以上搬入し、志木地区衛生組合と協議のうえの認定を受けた事業者です。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のことです。生活雑排水は処理されません。

厨芥類

厨房から出るごみで、野菜屑などの生ごみを指します。

中間処理施設

排出されたごみを埋立てする前に、焼却・破砕する施設です。焼却・破砕（中間処理）することで埋め立てるごみの量を少なくし、最終処

分場（埋立処分場）の使用可能年数を延ばしています。

定期資源回収

本市では、東入間資源リサイクル協同組合との協定により、市内の資源ごみの回収を奨励する事業です。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く勤務形態を指します。

店頭回収（BOX）

スーパーなどの店頭で、資源物（ペットボトル、牛乳パック、アルミ缶、食品トレイなど）の回収を行うことです。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地で、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るために、土地の区画形質の変更と公共施設の新設または変更を行う事業です。

は行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

フードドライブ

家庭で余っている食品などを持ち寄り、地域の福祉団体などに寄付する活動です。未利用食品の有効利用を図り、食品ロスの削減に貢献します。

富士見市アンケートモニター制度

本市で、市政に対する市民の評価、意向等を把握し、市政に反映させるため、定期的にアンケート調査にご協力していただける市民の方を募り実施するインターネットを利用したアンケート調査のことです。

富士見市環境施策推進市民会議

良好な環境の保全及び創造を図ることを目的として、地域に根ざした活動を知識と意欲をもって継続的に進めるために設置された協働組織です。市民・事業者の環境に配慮した行動を促すとともに、市民・事業者・行政が協働して取り組む活動の調整を行うなど、市の実践する環境施策の実践に関するリーダーシップが期待されます。

富士見市の環境

「富士見市環境基本計画」に基づく環境施策の推進状況をとりまとめ、毎年発行している年次報告書です。本市のホームページでも公表しています。

負担金

志木地区衛生組合では、構成 3 市のごみを一括して処理しているため、ごみ排出量に応じて各市が支払っている処理費用です。

不燃残渣

不燃ごみから、資源物及び可燃物を回収した後に残った残渣です。再資源化や焼却処理が困難なため、埋立処分されます。

不法投棄

廃棄物処理法に違反して、同法に定めた処分場以外に廃棄物を投棄することです。

ふれあい収集

本市で、高齢者または障がい者のみの世帯を対象に、自力でごみを集積所へ出すことが困難な世帯に行っている週 1 回の戸別収集です。

ペーパーレス化

文書や情報を紙に印刷して保管する方法から、電子ファイルにしてデータとして保管する方法に切り替えることを指します。紙資源の節約、データ化による利便性の向上などのメリットがあります。

ま行

mottECO (モットエコ)

環境省・消費者庁・農林水産省・ドギーバッグ普及委員会が主催した「NEWドギーバッグアイデアコンテスト」ネーミングの部の大賞作品名で、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の新たな名称です。「持っていこう」「持って帰ろう」から連想されており、ECOの意味も含まれています。

や行

ゆずります・ゆずってください

不用になった品物のリユースを希望する方の橋渡しをする場として、本市で行っている事業です（無料のみ）。

容器包装リサイクル法

一般家庭から排出される商品の容器や包装を再商品化する目的で制定された法律で、消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化する役割を担うことを定めています。

4R

リフューズ（Refuse：ごみになる物は断ること）、リデュース（Reduce：ごみを減らすこと）、リユース（Reuse：再使用すること）、リサイクル（Recycle：再資源化すること）の4つの語の頭文字をとった言葉で、循環型社会（限りある資源を有効に活用できる社会）を目指すための基本的な行動規範です。

ら行

レアメタル

希少金属とも呼び、産出量の少ない金属のことを指します。経済産業省では、「地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属」のうち、現在工業需要が存在する、または今後見込まれるために安定供給の確保が政策的に重要である 31 種類をレアメタルと定義しています。

ローテーション勤務

従来は、従業員が休みを取るために導入する交代シフト制の勤務形態を指しましたが、現在ではテレワークと出勤日を交代制にする勤務形態を指すこともあります。

わ行

ワンウェイプラスチック

一般的には、一度だけの使用後、廃棄することが想定されるプラスチック製の製品を指します。

富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画
令和3年4月

富士見市 経済環境部 環境課

〒354-3511

埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1

電話：049-251-2711（代） FAX：049-253-2700